

第八十二回国会

大

藏

委員会

議録第二号

(四二)

昭和五十二年十月十四日(金曜日)委員長の指名  
で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

## 税制及び税の執行に関する小委員

池田

行彦君

鴨田

宗一君

丹羽

久章君

村山

達雄君

大島

弘君

只松

祐治君

宮地

正介君

荒木

宏君

愛知

和男君

後藤田

正晴君

丹羽

久章君

毛利

松平君

川崎

寛治君

村山

喜一君

宮地

正介君

荒木

宏君

小泉純

一郎君

砂田

重民君

山崎武

三郎君

山中

貞則君

山崎武

三郎君

山下

徳夫君

林

大幹君

山田

恵吉君

伊藤

茂君

正介君

荒木

宏君

正介君

宮地

正介君

財政制度に関する小委員

愛知

和男君

佐野

嘉吉君

林

大幹君

山下

徳夫君

伊藤

茂君

元利君

村上

茂利君

山下

眞隆君

大倉

徳夫君

岩夫君

田中

敬君

宏君

大蔵省主税局長

大蔵省關稅局長

大蔵省理財局長

大蔵省証券局長

大蔵省銀行局長

大蔵省國際金融

局長

徳田

博美君

弘昌君

同月二十四日

永原

穂君

同月二十五日

永原

穂君

同月二十六日

永原

穂君

同月二十七日

永原

穂君

同月二十八日

永原

穂君

同月二十九日

永原

穂君

同月三十日

永原

穂君

同月三十一日

永原

穂君

同月二十二日

永原

穂君

同月二十三日

永原

穂君

同月二十四日

永原

穂君

同月二十五日

永原

穂君

同月二十六日

永原

穂君

同月二十七日

永原

穂君

同月二十八日

永原

穂君

同月二十九日

永原

穂君

同月三十日

永原

穂君

同月二十一日

永原

穂君

同月二十二日

永原

穂君

同月二十三日

永原

穂君

同月二十四日

永原

穂君

同月二十五日

永原

穂君

同月二十六日

永原

穂君

同月二十七日

永原

穂君

同月二十八日

永原

穂君

同月二十九日

永原

穂君

同月三十日

永原

穂君

同月二十一日

永原

穂君

同月二十二日

永原

穂君

同月二十三日

永原

穂君

同月二十四日

永原

穂君

同月二十五日

永原

穂君

同月二十六日

永原

穂君

同月二十七日

永原

穂君

同月二十八日

永原

穂君

同月二十九日

永原

穂君

同月三十日

永原

穂君

同月二十一日

永原

穂君

同月二十二日

永原

穂君

同月二十三日

永原

穂君

同月二十四日

永原

穂君

同月二十五日

永原

穂君

同月二十六日

永原

穂君

同月二十七日

永原

穂君

同月二十八日

永原

穂君

同月二十九日

永原

穂君

同月三十日

永原

穂君

同月二十一日

永原

穂君

同月二十二日

永原

穂君

同月二十三日

永原

穂君

同月二十四日

永原

穂君

同月二十五日

永原

穂君

同月二十六日

永原

穂君

同月二十七日

永原

穂君

同月二十八日

永原

穂君

同月二十九日

永原

穂君

同月三十日

永原

穂君

同月二十一日

永原

穂君

同月二十二日

永原

穂君

同月二十三日

永原

穂君

同月二十四日

永原

穂君

同月二十五日

永原

穂君

同月二十六日

永原

穂君

同月二十七日

永原

穂君

同月二十八日

永原

穂君

同月二十九日

永原

穂君

同月三十日

永原

穂君

同月二十一日

永原

穂君

同月二十二日

永原

穂君

同月二十三日

永原

穂君

同月二十四日

永原

穂君

同月二十五日

永原

穂君

同月二十六日

永原

穂君

同月二十七日

永原

穂君

同月二十八日

永原

穂君

同月二十九日

永原

穂君

同月三十日

永原

同(山本政弘君紹介)(第二〇一号)  
同(和田耕作君紹介)(第二〇二号)

同(高沢寅男君紹介)(第二七八号)  
同(村山喜一君紹介)(第二七九号)

同(長谷川正三君紹介)(第二八〇号)  
事業主報酬制度の恒久化及び簡素合理化に関する請願(片岡清一君紹介)(第二四八号)

同(鴨田宗一君紹介)(第二四九号)  
同(高沢寅男君紹介)(第二七七号)

立川基地三分割・有償処分方式の撤回及び基地跡地の市民利用に関する請願(和田耕作君紹介)(第二五〇号)

同(長谷川正三君紹介)(第二八一号)

同月二十四日  
筑波学園都市移転機関跡地の払い下げに関する請願(有島重武君紹介)(第三九三号)  
同(池田克也君紹介)(第三九三号)  
同外一件(大久保直彦君紹介)(第三九四号)  
同(大野潔君紹介)(第三九五号)  
同(長田武士君紹介)(第三九六号)  
同(貝沼次郎君紹介)(第三九七号)  
同外一件(坂口力君紹介)(第三九八号)  
同(鎌切康雄君紹介)(第三九九号)  
同(竹入義勝君紹介)(第四〇〇号)  
同(中川嘉美君紹介)(第四〇一号)  
同(長谷川幸久君紹介)(第四〇二号)  
同(松本忠助君紹介)(第四〇三号)  
同(宮地正介君紹介)(第四〇四号)  
同(佐野進君紹介)(第四〇六号)  
事業主報酬制度の恒久化及び簡素合理化に関する請願(池田行彦君紹介)(第四〇五号)  
同(大成正雄君紹介)(第四〇六号)  
同(武藤嘉文君紹介)(第四〇七号)  
は本委員会に付託された。

## 本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件  
一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする練入金に関する法律案(内閣

提出第一号)

○小渕委員長 これより会議を開きます。

一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする練入金に関する法律案を議題といたします。

まず、政府より提案理由の説明を求めます。坊

大蔵大臣。

一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする練入金に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○坊國務大臣 ただいま議題となりました一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする練入金に関する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

昭和五十二年度補正予算におきましては、財政の節度を維持しつつ、公共事業費等の追加を行うため、それに必要な財源の一部については、特別な財源措置により確保することといたしております。

○只松委員質疑に入りますので、順次これを許します。只松祐治君。

○只松委員 質疑に入ります前に、委員長に御要望申し上げたいと思いますが、いま提案理由の説明にもありましたように、これは予算案と表裏一体のもの、その一部をなすものであります。予算案は予算委員会だけで審議すべきものではなくて、こういう予算案にかかる重要な問題は、いまでも慣例として総理が出席しておることが多いわけであります。これを議了する前には当然に総理が出席すべきだと私は考えるわけです。ところが、きょうお見えになりませんので、少なくとも今国会期中に総理が当委員会に出席をされると私は強く御要望を申し上げておきたいと思います。

○只松委員 質疑に入りますので、順次これを許します。只松祐治君。

○只松委員 いや、主要な先進国との世界経済はどう

ういうふうになりますか、こういう質問をしておるわけです。もっと具体的に言えば、あなたがおつしやるまでもなく世界経済は、資本主義国家は大変な不況、インフレに悩んでおるわけですね。だから、いわばその不況からどうしたならば脱出することができるか。どういうふうにお考えですか。

営をしていかなければならぬということを口にすることは、なまやさしいことではないわけです。たまたまこれはほかのことによって一応引っ込まれたといいますか、留保されたような形になっておりますけれども、撤回はされておらないわけですね。

あるけれども、ひとつ組織されたる「オーガナイズド」何とかと言つていまつたがね、自由貿易といいますか、そういうふうなことを主張されたことは私の耳にも残つております。しかし、その組織されたる自由貿易ということにつきましては、そこに出席しておった人たちがいろいろと質問しきりでござつた。』

に今後もそういうた國に対しましては、日本としてはできるだけのことをやつていこう、こういうふうに考えております。

そこで、一体発展途上國とそうでない国、どこがどれだけの黒字を持つておつて、どこがどれだけの赤字を持つておるかということについて

○坊国務大臣 御指摘のように世界経済は決して安心できるものではないでしよう。石油ショック以来各国が大分だらかなる立ち直りを見せておりますけれども、それがなかなかはかばかしくないっていらない。いないけれども、だんだんと下がっていくということではなくしに、とにもかくにも世界経済はなんだらかなる上昇線をたどつておるということです。いまして、国際会議に参りまして、も、今日の世界経済というものは、一国が榮え一国が成長するということに専心しておったのではなくて、いその目的を達成することができない。お互いに相互扶助と申しますか連帯と申しますか協調と申しますか、そういうふたよな考えに立つて、そしてお互いが本当に力を合わせて世界経済の立て直しに進んでいく、というような気持ちがあらわれておる、これは実はそこに出席いたしました私の実感でござります。

国と持つておらぬ國、こういうところの貸借の關係はいま大変なことになつてきているのですね。だから、私がいまお聞きしたのは、そういう解決策はどこにありますかということは、あなたがお答えになるとするならば当然、いま世界各国に、こういう国家にはこれだけの借金がある、I.M.F.からはこれだけの支出がされておる、あるいは市中銀行からこれだけの借金がある、したがつて見通しはこうだというふうにもう少し具体的にお答えいただきたいことは、ただ何とか話し合つて何か前向きによくなつて、こういう話では、そこのいらの大会に傍聴にでも来て、いるような人は納得するかもしませんが、少なくともこの国会議における審議にはなりませんよ。あなたがわからなければほかの局長でもかまわないけれども、もう少し各國の赤字の状況、あるいはそれをどうやつて各國が返済をしていくか、あるいは逆に毎年

りましたが、はつきりとした。これはどういうことだというこういう話は、これは私が理解できなかつたのかもしませんけれども、なかつたように思います。それで、そのときの会議の大勢といふものは、ひとつ自由貿易でいこうじゃないかと、いうことが大勢を占めたというふうに私は受け取りまして、日本も、もちろん福田総理も強くこれを主張しておりました。

そういうつたようなことが一つの大きな問題でありましたが、いま只松さんが触れられました、世界各国の中には大変な、何と申しますか、最貧困というものを含めまして、正直に申しますれば貧乏な国、それからそうでない国がある。アメリカも赤字で苦しんでおりますけれども、アメリカ、ドイツ、日本といったような国もある。そういったようなところが世界経済を進めていくためには、どうしてもやはり連帯と協調でもつてやつて

なにでございましたら政府委員の方からお答えするなり、あるいは資料を提出するなりというようにしていきたいと思っております。

**○只松委員** 通常皆さん方が世界の経済は立ち直つておる、こういふことをおがしやるのは、先進主要国の経済動向からですね。ところが、いまの資本主義国家というのは先進主要国の経済動向だけではこれまたどうにもならない。世界の資本主義の最大の危機は何か、あるいは内在している、潜在している最大の爆発的要因といいますか、危険的な要因というものは何かと言えば、年収三百ドル以下の国民の諸国がIFMを中心として約七百億ドルの借金があるのですね。それから市中銀行を中心としてこれまで約七百億ドルの借金がある。合わせて一千四百億ドルの借金というものがいいわば焦つつき状態になって、これの返済の見込みというのはまずないと言つていのではないで

○只松委員 ところが、一緒に出席された大蔵省の方の帰国の報告書がいろいろあります。きょうは私持ってきてませんでしたが、そういうのを読みますと、あなたがいまおっしゃるようなことは余り書いてないのだな。むしろ逆のことだが、大変だ、大変だと書いてありますよ。だから、ここで論議するときは、そういう余り一般国民向けの話ではなくて、やはり世界経済はこういうふうに不況に悩んでおる。たとえばその中にいてフランスの大統領は、いまや一種の計画経済をしていかなければならぬということを提案をされておるわけですね。これは特に日本からの輸出の増大ということに関連して強く発言をされておる。この一例をとりましても、一国の代表者が、少なくとも計画経済あるいは組織的な経済運

二百亿ドルもあえて、いくそそういのものは、一体今後どうなつていくのだ。そういう具体的な経済の話をひとつしてくださいよ。しなければ私、ひとつ教えましょか。

○坊園国務大臣　いまおっしゃられましたとおり、確かにフランスの大統領ジスカルデスタンさんですか、まあこれはロンドンの古い話になりますけれども、大体世界経済を拡張してそうして成長させていくためには、保護貿易ということに陥りますとこれは縮小になつてしまいまして、世界全体にとりましてなかなか経済の成長ということはできない。そこで何としましても、これは自由貿易主義でもつていこうじゃないかということが勢を占めたと私は思います。そのときにジスカルデスタン大統領は、それは非常に大事なことで

ていかなければならぬということ、これは私もまさに同感でございます。いまの経済というものは、自分の国だけ盛んになつていいこうなんということを考へるとてもいけない。そこで、まあ南北問題と申しますか、発展途上国と申しますかそれと、すでに発展しておる国、この間でいかに協調をしていくかということが大事なことでございまして、日本といたしましても從来から、そういうふたよな发展途上国に対する経済協力といふことに経済の協力の重点を置いてやつてまいつておられます。したがいまして、そういふたよな国と、いうのは、非油産の发展途上国でありましょうけれども、そういうところに対しましては、各国と協調いたしまして、できるだけの援助と申しますが、か協力、それをやってまいりておりますが、さら

すか。したがって、一千四百億ドルからの借金をし、これが年々ふえていく。片一方、日本や西ドイツあるいはアラブ諸国というのは、アラブは毎年四百から四百五十億ドルぐらいかせいで金がたまって、これは今度は市中銀行に預けていく。私は、国内問題のときでも、余り貯金をするなどいうことを常に論を展開するわけございますが、世界の経済を見ましても、いわゆる借金をする国と——しかも日本の場合の借金は、主として大資本家が借りましてインフレーションを進めていくのですが、世界で借金をしているというのは、いわゆる持たざる国、開発途上国が借金をしている。持っている国が貸して、これの取り立てが做不到になってきて、本当に取り立てができない。こととしては十億ドルぐらいのよろしく何かして

急場をしのいでいるわけですね。これが本当に払えなくなるということになれば世界に経済恐慌が起りこりかねない、こういうことが言われておるわけなんですね。

何か先進主要国の経済指標だけ見ておると、世界の経済は上向く、上向くというようなことを年を経てもうつしやっておりますけれども、しかし、全体の資本主義国家の経済動向といふものはそんなまやさしいものではない。したがつて、先進国首脳会議等で論じられておるのはそつ簡単なものではない、こういうふうに私は承知しておるわけでございます。私は一、二その数字を申し上げましたけれども、この数字に基本的に間違いないだらうと私は思います。それが間違いないとするならば、それだけ世界の資本主義国家の経済危機というものは非常に深刻なものではないか、私はこういうふうに思いますが、どうですか。

○坊國務大臣 御指摘のとおり、世界はいま大変に豊かな国とからざる国との二つに分かれてしまつて世銀にいたしましても、いろんな世界的な金融機構と申しますか、そういったようなものをつくつて、そうして打開をやつしていくといふので、世界におけるたとえばIMFにいたしましても世銀にいたしましても、いろんな世界的な金融機関と申しますか、そういったようなして努力をしておるのが今日の事態でございまして、私どもはそういうような機関の一員といたしまして、世界の各国とともにそういう方向、そういう目的に向かつて努力をいたしておりますと

○只松委員 世界経済の面だけ話しておりますと肝心の問題に入れませんから、これで最後になりますけれども、そういうことの一つの結論として、後進国からこの借金を棒引きにしろ、こういふことを席上言われておりますね。あるいはモラトリアルムを実施しよう、こういうことも言われておりますね。後進国にとってこのくらい深刻であるということなんですよ。しかし、それは貸している国があるわけですからね、貸している国家に

とつては、それをやられてはたまらないわけですね。私は、そこに大変な問題がすでに内在をしておるし、二、三年後にはこれが相当大きな問題として世界経済の中に浮かび上がってくる、こういふふうに思うのです。世界経済はたんたんたるもので上向いておる、私は決してそは思わない。きようは経理がお見えになるならば、これで少し論戦してみようと思つたのですけれども、このことを抜きにして日本経済を論することはできぬのですよ。世界経済が不況になり、浮揚してこない、それから資源問題やいろんな問題が出てきますが、そういう問題を抜きにしてこれだけ貿易に依存しておる日本経済を論することはできぬい。ところが、日本経済を論ずる場合には、こういう基本的な世界経済の危険性、こういうものが一つも論じられないで、日本経済はだから四月によくなる、六月によくなる、八月によくなる、ベナナのたまき売りみたいな経済論議が行われておりますが、そもそもが、そうとも論じられないで、日本経済はだから四月によくなる、六月によくなる、八月によくなる、皆さん方でも経済論議をするし、私たちに答弁をされる場合には、ぜひはじめといいますか、そういうものを全部さらけ出して、こういう状態の中で日本経済をどう動かしていくべきかということを御論議いただきたいと思います。

そういう状況の中で国内経済を見渡しますと、あなたがさつきおっしゃったように、いや世界は余りよくないけれども日本はよくなっている、こうおっしゃる。これもう予算委員会やその他で非常に論議がありましたからあれですが、構造的不況という言葉でもあらわされておりますように、非常なアンバランスというものがあります。それから私は、必ずしもいい面だけじゃなくて、やはりいま一つの世界経済における危険な面も指摘しましたけれども、日本国内においてもやはりそういう面がなきにしもあらずだ、こういふふうに思います。

そういうものの一つに、いま出てきておるのは、円高あるいはそれから出てきておる円高ショ

ックと言われます——河本さんだったですが先日  
埼玉に来られて、そういうことならば第三段階の  
そういう救済政策を実施しなければならない、あ  
るいはその金額を二十億円とか三十億円ぐらい何  
とかしなければならない、こういうふうなことを  
で言われたり、新聞にもちょっと書かれております  
ね。こういうことを中心としてそういうふう  
に、根本的なことは時間がありませんからきょう  
は余りしませんが、応急的な対策を必要とされる  
のか、あるいはどういうようにそういう点を、単  
なる自民党の一部でそれが論議されてるのか、  
あるいは内閣としてもそういうことをお考えにな  
つておるか、どうですか。

○坊國務大臣 予算委員会等で総理もその点につ  
きましてはいろいろと答弁をしておりました。私  
もまたいたしましたが、今度の政府がとった緊急  
対策、総合経済対策、それの一環としてのきのう  
上げていただきました補正予算といったようなもの  
の、それと年初以来のいろんな政策、これはまあ  
財政、金融その他いろいろな政策をとつてまいり  
ましたが、これはもう今日の日本のわれわれとい  
たしましては本当に精いっぱいのことをやつてお  
ります。そういうふうなことが漸次効き目と申  
しますか、それをあらわしてきておるというよう  
に私は見受けるのでございますけれども、そこで  
今日御質問がありました、いまの事態におきまし  
て第二と申しますか第三と申しますか、そういう  
対策をとるということは私は考えておりません。  
いまのこのやりました諸般の政策を総合的に着実  
に速やかに進めてまいりますと、かねて計画して  
おります六・七%の成長率というのもこれは可  
能であるというふうに私は見込んでおりますの  
で、今日ただいま第二、第三のそういうふうな  
追加的政策はどちらとは考えておりません。  
○只松委員 蔵相の答弁等を聞いておりますと、  
経済は万事そういう心配することはないし、向こうで  
いつか回復するし、こういうことをずっと演繹い  
たしますと、たとえばこの前税調の答申がありま  
したが、税制なんかもいまそうちろたえて根本方

針を変えることをやらないで、少いまの手直しで、私たち社会党が言つておるよう不公平税制を手直したり、まあどうしても必要ならば、国民の政治意識を高めるものとなる直接税を強化していくと、いうようなことで私は事足りると思うのです。ところが、税調の答申は、今までのシャウプ税制以上にいわゆる間接税に比重を置く答申がなされた。これは大蔵省がつくったわけですかから、税調がそういうふうに答申するわけです。こういうふうに皆さん方も日本の税体系を根本から変える。これはある面非常に危険性を持つわけですね。間接税というのは、歯どめがきかなくなりますから自由に、だから別の面ではこれは戦争税とさえ言われている。この間接税中心に移行をしようか。初めは中心じゃないですよ、しかし、やがてこれはだんだん歯どめがきかなくなつて中心になつていく、こういうことを皆さん方は考えておられるわけです。大変なことですよ。きょうはこれが主題でありませんから、これも大変だということだけ言つてとどめておきますが、あなたたちは表面上、経済動向や何か話すときには、そういうふうに大したことではない、大したことではないとおっしゃるけれども、やつている一つ一つは大変だから、いま言うように抜本的な税制の改正さえもしていかなければ日本経済はどうにもならない、少なくとも財政はどうにもできないというところに追い込まれてきて、一般消費税を来年度から実施しようか、こういうことを皆さん方は考えておられます。

い。しかし配当課税というのには、よほどじやないといふと株主がわからぬことはないわけですから、これはやるうと思えばできるわけですよ。池田さんはのときにもやられたわけですかね、配当課税といふのはできるのですよ。国税庁の中の人聞いていたつて、これはできると言いますよ。あなただつてそれはできるわけですよ。こういう不公平税制でも、できない、できないとおしゃつているけれども、利子は確かに技術的になかなかむずかしい点はあります、配当の方はできます、利子配当と一口に言つておりますけれども、こういう不公平税制をあなたは本当に直そう、こういう努力をなさつておりますか。お気持ちがありますか、どうですか。

○只松委員 そういう角度からちょっと観点を変えまして、消費税を私たちに認めるわけではな  
いが、あなたたちは創設されるとして、これであ  
とは通常国会に入らなければならぬと思います  
が、そうするともう税調の作業に入つてしまります  
ね。何かすると税調、税調と逃げられますけれど  
も、やはり税調をやるもの全部政府ですから、  
政府としては、いま私が申し上げますように、シ  
ヤウブ勧告以上の税制の改革を行おうとするなら  
ば、できるだけ早く国民に事前にある程度知らし  
て、PRをしていかなければならぬ、こういう  
ことだと思います。一般消費税を来年からやる  
か、再来年からやるか、これは大変な問題だと思  
います。来年の四月からできる道理はありません  
が、法案だけ通しておいて、秋になるかあるいは  
五十四年度からになりますか、どんなにしても五  
十四年度から施行されるわけですが、いまのこ  
う状況なりあるいは作業進行状況から、法案は  
いずれにしても来年通されるでしょう。その実施  
が来年の秋になるか、再来年になるかということ  
はわかりませんが、その実施を来年度中に想定を  
されますか、再来年に想定をされますか。

○坊国務大臣 税制調査会の答申にもござります  
が、いろんな税のきわめて広範なる觀点からいろ  
んなことで提言をしてくれております。私はこの  
提言に対しましては、非常に苦心の作として敬意  
を表し、それから尊重をしていかなければならぬ  
いと思っておる。ところが、その提言の中でどれ  
をいつどう具体化していくか。いま細かく分析さ  
れましたが、法案を通しておいて秋から実施する  
のか……（只松委員「一般消費税でいいですよ」と  
呼ぶ）提言の中に一般消費税はあるわけなんんで  
すよ。そういうようなことにつきましては、今

○只松委員 これはまた税制小でもやつてもらいま  
すから別な機会にしまして、ただ私は、大変だ  
ということと、お隣りの韓国は軍事独裁国家で、  
事実上夜は戒厳令をしかれて外出禁止なんです。  
このソウルにおいて、付加価値税を創設をして、  
織維問屋が二回にわたってソウルの市内でストラ  
イキをやつておる、このことは御存じだらうと思  
いますけれども、そう安易に一般消費税を導入し  
たり、不公平税制を直さないで新税を創設して日  
本国民が納得すると思われたら大変なことであ  
る、これは私がまた論戦しますけれどもといふこ  
とだけ一言申し添えておきます。ソウルでさえも  
ストライキが起きるのですよ。いいですか、日本  
において新税を簡単に創設して、そしてあなたた  
ちが事をなせると思つたら、そらは簡単にまいり  
ませんよという警告だけは一応私は発しておきま  
す。

そこで時間がなくなりましたので、最後に練入  
金の問題についてお尋ねをいたしますが、これは  
かつて社会党が一つの案として、その当時は軽く  
退けられたわけですね。ところが、今度はお困り  
になつて、いわば社会党案を採用されたと言つて  
も私は過言でないと思うのですよ。千分の十を千  
分の五に落としたりいろいろなことをされておる  
わけですが、これの原因と言えばちょっと酷かも  
しませんね、前の千分の十が正しかつたかどうか  
かということにも一つの問題点があるわけですが  
が、今度の千分の五が正しいかどうかということ  
もまたあれですが、しかし、まるつきり理由がな  
くて下げるわけもないでしようから、この千分の  
五になさるというのはどういう根拠があるのかお  
尋ねしたい。

出しををしているわけでござりますので、したがいまして、貸倒準備金につきましては、一般の民間金融機関の二倍ということが原則であったわけであります。しかしながら先生御承知のとおり、今般年度の途中において、財政の節度を維持しながら公共事業費の増額など景気対策を講ずるという財政上の強い必要性がございましたので、この貸倒準備金についても見直しを行つたわけでござります。その場合に、各公庫におきましては御承知のとおり、これは一般の民間金融機関の融通を困難とする資金を融通するという原則になつておられますので、これについて從来どおり、民間金融機関の二倍という線が妥当であるということになつたわけでございますが、輪銀及び開銀につきましては、先ほど先生からのお話もございましたように、かねてから国会での御指摘もあつたことでござりますし、また、それぞれの名前が銀行という名前からもおわかりのように、公庫に比べまして自主性を持つております。また、民間との協調融資を原則とするというようなことで、民間金融機関と類似している面もござりますし、また公庫と違いまして、一般民間金融機関の融通を困難とするといふような条件もございませんので、したがつて、民間金融機関並みに千分の五に落とした、こういうことでございます。

○只松委員 それから、いま田高になつたりいたしますと、輪銀のよう長期間的な、ドルで貸し付けたり何かいろいろなことをやつておりますと、当然そこに為替の差損が出てきたり、あるいはさつき大臣が否定されましたけれども、河本さんのような形で緊急輸入を必要とする——政府が特別に出せばまた別ですが、大体今までの慣行として輪銀の金を使っていく、こういうことになりますね。いままではドルの方が強かつたからそういうことはない、むしろ利益が出ておつたわけですね。今後は損失が出てくる可能性が多いish

別途見るということですか、それとも輸銀のいまと資金の枠内なり、千分の五に落としてリスクはそういう範囲内で貰える、こういうふうに考えて——まあ銀行によつてみんな違いますが、北東は千分の十残してあるわけですが、輸銀をそういうふうに落としたのは、そういうことは余り心配ない、こういうことですか、それともそういうときは別に政府として緊急対策なりなんなりする、こういうことですか、どうですか。

○徳田政府委員 先生御指摘のとおり、輸銀の場合には外貨建ての貸し付けがございますので、現在の状況のもとでは為替差損というような問題も出てくるわけでございますが、この為替差損の問題につきましては、輸銀收支全体の問題として措置することが適當だろう、このように考えております。

また現在御指摘のとおり、円相場が上昇しているわけでござりますが、これが定着したかどうかということがあります。それから、これも先生御承知だと思いますが、企業会計審議会の意見によりますと「外貨建ての短期金銭債権債務について、決算日の為替相場による円換算額を付する」こういうことになつておりますので、決算の段階で適切に対処したい、このようと考えております。

○只松委員 時間がなくなりましたので、大臣に最後にお尋ねしておきますが、日本のようく貿易立国の国、しかも先ほど一、二国際的な経済問題もちよつと触れましたが、こういう国では何としても、よくエネルギー、エネルギーという話がありますが、エネルギーだけではなくて、ほとんど資源を外国に依存しておりますね。だから、資源対策といふものをもう少し慎重に考えなければならぬのじゃないか。それから、当面のドル対策等からしても、資源金融公庫といいますか、あるいは資源を何らかの形で備蓄する、これは品物にもよりますけれどもね。しかし、いまのドル対

策なり将来の日本の国家全般の経済政策からして  
も、そういう行き当たりばつだけではだめに  
なる。幸いにしていまはドルを持っておりますか  
根本的に日本としては考えておかなければならな  
いのじやないか、こういうふうに思いますが、大  
臣のお考えはどうですか。

○坊国務大臣 私も御意見のとおりだと思います  
す。資源不足を解消するために何とかしてその資  
源を輸入して備蓄したい。ことにまた、それがド  
ル対策にもなるということをございますればやつ  
てまいりたい。政府も鋭意それを今日進めておる  
ということを申し上げておきます。

○只松委員 終わります。

---

○小淵委員長 参考人出頭要求に関する件について  
てお詰りいたします。

すなわち、本案について、本日、日本住宅公団  
理事星野孝俊君に参考人として出席を求め、その  
意見を聴取したいと存じますが、これに御異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小淵委員長 御異議なしと認めます。よって、  
さよう決しました。

---

○小淵委員長 質疑を続行いたします。沢田広  
君。

○沢田委員 せっかくお忙しい中おいでをいただき  
きましたので、おいでをいただきました方から質  
問をしていただきたいと思います。時間が限られてお  
りますので、ひとつ簡潔にお答えをいただきたい  
と思います。

ただその前に、大蔵大臣の方にひとつ最初にお  
聞きをしておきたいのですが、きょうの新聞によ  
りますと、大蔵大臣が御出席になつて、予算委員会で  
あるうと思うのであります。いまの大蔵大臣の答  
弁は右に左に揺れ動いておりまして、医師優

遇税制については、これには早くも後退、優遇とは思わないなんということを厚生大臣は言つてゐる。それから大臣は、これは絶対やらなければならぬと再三再四言われている。どちらの発言を私たちは尊重していいのか迷つてしまふ。これから御答弁いただく場合にも、きょう言ったことと今度ほかの人が言つたことと違うのでは、内閣の組織として権威がなくなるのじやないか、こういう気がいたしますので、この際、その点についてだけひとつはつきりとお答えをしておいていただきたい。

○**坊国務大臣** 私は、先ほど只松さんにも申し上げましたけれども、不公正税制的是正ということは何よりも先に考えなければならないということを終始考えております。ところが、きょうの新聞によれば何か、私も記事を読みましたけれども、しかし、それは厚生大臣がどういう意味で言われたのか、あるいはその真意がどこにあるのかといったようなことについては、私は、きのう、けさのことなどでございますから、まだ厚生大臣とは話合つておりません。私は、恐らくは厚生大臣もいろいろな——厚生大臣と大蔵大臣との立場の違いがありますけれども、やはり不公正なものとそのまま置いておこうといったような考えは厚生大臣にはないことであろうと私は信じております。

○**沢田委員** そうすると、大蔵大臣の発言はとにかく内閣の統一見解である、それに匹敵するものである、こういうふうに理解してよろしいですか。

○**坊国務大臣** 私はそこまでは申しません。閣内におきまして大ぜいの人がおりますし、総理大臣が言つたことなら、これは恐らくは全政府の意見というふうにとられるところでございましょうが、これは財政担当の私が申し上げたことでございまるので、この席で自分の言つたことが政府の代表意見であるといふところまでは私は申しませんけれども、私は、ぜひとも自分の意見に理解をしてもらつて、そうしてそれを何としてでもできるだけ早く実現をしていきたい、かように考えておりま

○沢田委員 この問題は長くなりますが、そのとおりに実現をひとつ要望をしておいて、農林公庫の副総裁の方がおいでになつていただいておるようであります。今回の提出されました産投会計からいわゆる出資をしている団体の一つであります。農林公庫の現在の貸倒引当金の充当額はきわめて良好と私は考へているのであります。これで数年をというかずっとこの程度で経過をされたようでありますけれども、その点はそのように理解をしてよろしいのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○鈴木説明員 ただいまの貸し倒れ準備の引き当ての率は千分の一といふことになつておりますが、実績から申し上げますと千分の〇・〇二とか三とか、そういうオーダーで推移しております。

○沢田委員 今までの貸し倒れの実績についても御報告をいただきましたので、省略をいたします。

わざわざおいでをいただいてこれだけでは大変申しわけないのであります。それで、いま言われたように、千分の〇・〇二、三という程度が同じ出資金で出している団体の一つとして発表をされたわけであります。実績によりましても、五十一年度が六千万程度です。それから五十年度が九千万程度であります。そういう状況でありますから、この千分の五の根拠といいますか、税法上金融業その他の保険業が千分の五というふうになっておりますけれども、果たしてそれだけ資投会計としてその支出する先にその率を確保する必要性があるのかどうか、その点の見解をひとつ承っておきたいと思います。

○山口(光)政府委員 農林公庫は政府から補給金を受けている公庫でございますので、特別に千分の一といふ低い率にしておるわけでござります。いま問題になつておりますとえは輸銀とか開銀とか北東公庫といったようなところは、政府から補給金を受けてない金融機関でございますので、先ほど銀行局長から御答弁申し上げましたよ

に、金融機関として適当な貸し倒れ準備を持たせるという考え方でやつておるところでございま  
す。

○沢田委員 あつちこつちにいくようでありますので、今度はその方にお答えをいただいてから参りたいと思います。

轉出又銀行でそれぞれ貸し付けを行つておりますが、それども、この貸し付けといわゆる資本との關係について、現在の借入額は妥当なものと考えておきたいと思います。八千八百三億の資本金、四兆六千三百八十二億の貸付金、借入金としては三兆七千億、こういうことで輸出入銀行が一応構成されております。そういう条件の現在では倍率は五倍であります。政府資金としてのこの五倍の貸し付けというものは妥当なもののかどうか、その根拠だけちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○藤岡説明員 御案内のように、昨年の法律改正で借入金は資本金の十倍までということになつたわけでござりますが、現状におきましては、御指摘のように五倍でございます。私ども、資金の安定性、それから収支採算という見地から見ておるわけでございますが、資本構成という安定性の面からいいましても、それから貸出金の利率、あるいは運用部から借りております資本コストといふ点から申しましても、現状は妥当ではないかと存じておるわけでございます。

○沢田委員 それならば、その借入金を少なくするとか、あるいは資本金を国に返すとか、そういう方法によつて、いわゆる貸付金の率、十倍なら十倍を保持する。どちらに立つかは別であります。さもなければ、貸付金をしてほしいところはたくさんあるわけであります。不況業種もありますし、大変金を欲しがっている業種もあるわけであります。しかもそれは輸出ができるで困つてゐるところもあるわけであります。そういうところに目をつけないで、意識的に後退しているので

はないか、こういうふうに私たちは考へるわけですか、どちらなのかお答えをいただきたい。  
○藤岡説明員 私どもだけの立場から申しますと、資本金がもっと十分にあつた方がいいと思つておるわけでございます。しかしながら、いま御指摘のように財政当局の御要望もございますので、そこは資金コスト、貸出金利等のつり合いを見ながら、効率的な資本金に抑えておる、それで見な五倍になつておるわけでございます。  
○沢田委員 この輸出入銀行が現在貸し付けをやつております大手十社を考へてみますと、三井物産が二千九百二十八億、石川島播磨が二千八十九億、三菱商事が千七百二十八億、丸紅が千四百二十四億、日立造船が千二百二十二億、伊藤忠が千二百九億、三菱重工が千百四十九億、日商岩井が七百十八億、住友商事が六百八十六億、川崎重工業が六百四十九億、こういうことで御報告をいたいただきました。これらの中身を考へてみると、現在の輸出入銀行のあり方としては、大商事会社だけに大きくめんどうを見て、しかもその商事会社が果たして健全な運営をしているのかどうか。これも単に資本と借入額との比率だけではあります。三井物産は四百五十八億の資本金に対しても、一兆三千六百億程度、こういう借り入れをやつてゐる。それらに対して貸し付けをしていく根底にあるもの、いわゆる根拠としては何を目的に貸し付けを行つてゐるのか、その点具体的な内容についてお答え願いたい。

造船は四百二十四億で三千一百四十億、約十倍の件としてはどういう判断に基ついて行つてあるのか、その点をお答えいただきたい。

○藤岡説明員 御指摘のように、輸銀の融資対象の中では、商社が非常に大きなウエートを占めておるわけでござりますが、日本の貿易で輸出面、輸入面とも商社が果たす役割りはそれぞれ五割、六割というふうな大きなシェアを持つておりますので、勢いそうなるわけでございます。

そこで、輸銀がこういった商社等に貸し出しますときには、輸出金融の場合には輸出の代金の回収見込み等を勘案する、輸入あるいは投資金融の場合にはそれぞれの収益等を勘案するというふうなことで、償還期限、条件を決めながら安全を図つて貸し出しておるわけでございます。

○沢田委員 さつきは自分のところでは五倍が適当だ、こういうふうに言われたのですね。それでいま言われているのは、私から見ると、十倍以上に借り入れを行つているところは健全な企業だ、特別資産を持つてやつていているところはまた別といたしまして、そうでなければおおむね経営形態としては不健全だ、こういうふうに考へるわけですが、その場合、あなたの五倍が妥當だといふのと十倍が妥當だという論拠の間にはどういう差があるのですか。

○藤岡説明員 輸銀は政府機関ではございますが金融機関でございまして、金融機関としての健全性という見地から申しますと、資本に対する輸銀の自身の借金が多いということはやはり好ましくないと思います。民間の商社あるいはメーカーにつきましても同様のことがある程度言えると思いますが、そこには程度の差があるかと思います。

○沢田委員 これは後で銀行局の方へ聞きますけれども、最後に、いま円高によつて、石油にしてたばこにしろあるいは牛肉にしろその他の問題面でも、大変利益を上げていると推定をされるわけ

であります。が、そういう場合に二百五十三円程度になつて、それぞれ扱つている商社は大変なもうけをしているわけです。当然その分は返済に充てるべきだ。こういう指導はされていないのですか。

○藤岡説明員 円高で石油会社がもうけていると、いう話はよく聞くのでござりますが、これは石油精製会社でございまして、ドル建てで輸入をしておりますので、円が高くなればその分得になると、いうことでござります。輸銀で融資しておりますのは、むしろ海外で石油を開発する分野へ融資しておりますわけでござりますから、逆に円高で損をするという場合もあるわけでございまして、一般的円高のメリットを受けております石油精製会社とは、必ずしも同じ立場ではないということをございます。

○沢田委員 あなたのいまの答弁では、これらの商社に貸し付けている金は、配当その他では相当いい配当がされていると思いますけれども、それでもそのもうけた分からの返済を要請する意思はない。もしそれが返済してもらえれば、その分ほのかの中小の方へ回せる、私はこういうことを念頭に置いて言つておるわけですが、その辺の回転といふものを考えていく必要性はあるのじやないのか。こういう大手だけが大どころを占めてしまつて、という形ではなくて、もっと広く輸出入銀行の貸し出しが円滑に行われていくといふ必要性があるのではないか、こういうふうに思うのですが、その点再度お答えいただきたいと思います。

○藤岡説明員 円高のメリットを受ける部門は同じ商社の中でもございますが、同様に円高のデメリットを受ける部門もあるわけでござります。また、私どもが融資しておりますときに、輸入あるいは投資金融につきましては、予想よりも収益が上がつて配当がふえるというふうな場合には、期間で収益を上げていいのか、その辺も判断としな

○沢田委員 輸出入銀行の関係については、ひとつ大きくもう一回見直していただいて、國民が考  
えているような不明朗さと言つては恐縮であります  
が、要するに明朗化を國つて、國民が納得できる  
措置をせひとつていただくよう必要をいたしま  
して、次に移らせていただきます。後でまた戻る  
かもしませんが、その点はひとつおいでになつ  
いわけでござります。しかしながら、投資、輸入  
金融につきましては、当初の予想を上回つて収益  
を上げておる場合にはこちらからも要求をする、  
今までその事例はございませんが、そういう規  
定は設けているわけでございます。

かに一歩踏み出したことのない人間で、これまでの人生で何事も経験していないかのように御了承いただきたいと思います。農林公庫は結構です。

局長の方に関係するのですが、私が千七百六十九社、一応全部当たってみました。その中で、十倍以上の貸付金融をやっているところが百二十社出でてきました。見落としもあるかと思うのですが、トヨドは五億円で二百二十三億の借り入れがある。小松建設は十億で三百五十七億あります。これは挙げていつたら切りがないのですが、大木建設も十一億で二百五十二億の借り入れであります。間組も九十九億で十四百三十億です。それから、そのほかたくさん、十倍以上のものだけ、ファジタ工業あたりでも百五十八億で千六百八十二億、丸紅もさつき言ったように三百五十六億で一兆三百四十四億、こういうことです。これがずつと百二十社あります。この場合銀行局長や大蔵省としては、銀行に監査などをいふん行つてどういうふうに取り扱つておられるのか、その点お伺いをいたしたいと思います。

○德田政府委員 先生御指摘のとおり、日本の企業は一般的に自己資本比率が非常に低いわけでございまして、これは諸外国と全く逆の比率になつておるわけでございます。

現在の日本の企業の自己資本比率が低いことについて  
きましては、もう先生御承知のとおり、いままでの日本の経済成長あるとかあるいは税制の問題であるとか各般の情勢を背景として現状になつてゐるわけでございまして、最近の推移を見まして  
も、ここ数年の中、必ずしも自己資本比率は上が  
つてないわけでございます。

したがいまして、こういう企業を対象にして融資をする金融機関といったしましては、もちろん預金者保護のたてまえから、貸付債権の健全性に最も配慮を払わなければならぬわけでございます  
けれども、たゞ、今まで申し上げましたような日本

の企業の実情を踏まえて融資を行うということになりますと、いわば静的なバランスシートの面から見ましても自己資本比率だけではなくて、そつ

裏にあるたとえば土地とか有価証券の含みであるとか、そういうものも十分に勘案しなければなりませんし、また、動態的な面で、いろいろ企業が現実にどのような収益を上げて、先行きどのよろな経営状態であるというようなことを総合的に判断して貸し出しをする。したがいまして、自己資本比率だけではなくて、企業の経理内容を動能的、静態的に両面から総合的に判断をいたしまして、健全であるという判断を行つた上で融資を実施しているわけでござります。

○沢田委員 そうすると、総資産対比で一応考え方ということが一つ、それからもう一つは、経営の見通しを判断をして十倍以上も二十倍でも差し支えない、こういうふうに考えている、こういうことですか。

○徳田政府委員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、自己資本比率が高い方が健全であるわけでございますけれども、

ただ、種々各般の事情から非常に過小資本になつてゐる企業もござります。しかしその場合におましても、先ほど申し上げましたように、企業の経営 자체としては、非常に経営者もしっかりとし、経営の状況も良好であるということであれば、融資の保全上差し支えない、そういう

○**沢田委員** それでは、先般合併をした安宅産業のことです。結論が出ますならば融資を行う、こういうことだと思います。

○**徳田政府委員** 安宅産業の問題は、これは個別の企業の問題でござりますので、詳しく申し上げるのは避けたいと思いますけれども、安宅産業が破綻を来しました原因は、直接的にはドルショックというような外部的な要因がかなり主体をなしていたのではないか。その意味である程度やむを得ない面はあったりではあるが、このような考え方

○沢田委員 それはこじつけというものですよ。  
それであるならば、全部の企業が同じ運命によつて  
ております。

ていたわけです。そこだけがなるわけじゃないのですね。しかも私はそこに重点があるんじやなくして、それで結果的に住友が九千九十五億の銀行赤字を今度出してきましたね。これはまさに社会的には言えども、われわれ国民の預金をいわゆる不良な債権によって損失を起こし、国家に損害を起ころうとした、こういうことですよ。これだけ赤字を出してきたというのは、取るべき税金が取れなくなつてきたのです。そういう社会的な制裁について、不良債権あるいは不良貸付、こういうものについてどのように考えておられますか。

対する債務あるいは債権の関係も非常に錯綜して  
いたわけでございます。なお、これ以外に外国の  
金融機関からもかなりな借り入れがあつたわけで  
ござります。したがいまして、この安宅問題は、  
処理のいかんによりましては関連中小企業に多大  
な影響を及ぼす、そういう意味で、海外における

信用失墜その他で国民经济的に、当時非常に不況で、現在も不況でござりますけれども、その不況の足を引つ張るというようなことがございましたので、そこで金融機関限りの責任におきまして、金融機関で全部損を負担するという形でこの問題を処理したわけでございます。そういう意味で、金融機関がいわば公共性の見地から、信用秩序維持、社会秩序維持という見地でこういう処理をしてたということについては、一つの評価がなされ得ないのではないかと思ひます。

しかしながら、このような不良債権を出したと云ふことは、先生御指摘の通り、預金者保護の立場からいへば、問題は大いにあります。しかし、預金者保護の立場からいへば、問題は大いにあります。

いふことより、矢張り御指摘のとおり、預金者保護の立場ではいろいろ問題があるわけでございまして、これにつきましては、住友銀行の役員の中に責任者としてお見えにならざる者とされ、それから、

被員につきましては、それぞれ自主的に処理がなされています。○沢田委員 床屋さんがたとえばはげをつくりとかできものをつくりたとか、あるいは飲食店とかで時間外営業であったとか暴力事件が起きたとかといえれば営業停止ですね。銀行だけが、こういうような国家的に損害を与えるながら、のうのうとそのまま運営をしている、社会的制裁を何ら受けないと云ふことは、いま言つたように貸し付けの適正化ということについて大蔵省なりの監督あるいは指導に欠くるところがあるのじやないのか、あるいは野放しにしているところがあるのじやないのか。あるいはそういう形によつて、こういう事態は山一の場合だけではありませんで、名前を挙げては恐縮ですけれども、この中でたとえば不二サッシなんかでも、五十億で七百六十億の借金をしているようなどころもある。これはきわめて憂慮すべき状況にあるのじやないかと思いますよ。

それ以外の企業についても、江ノ島鉄道なんなかで最も、これは資産があるのかもしれません、三億九十三億の借金をしているというのもあります。だから、その資本から見て、もしこういうものが破産をすれば同じような現象が出てくるのじゃないですか。それに社会的な制裁もないし、監

督指導の方の責任もない、こういうあいまいなこ

とでは済まされないのじやないかとうのですが、いかがですか。

御承知のとおり、銀行局といったしまでは、検査部で銀行の資産内容については厳重な検査をしているわけでござります。ただ、安宅の件だけについて申し上げますれば、安宅の当事者自体も全く予測をしてなかつたような状態でございまして、金融機関自体がそれを把握できなかつたのも、これはやむを得なかつた事情があつたのではないか、このように考えております。

そのほか、先生御指摘のように幾つか問題のある企業があるわけでございますけれども、ただ、このような企業につきましては、資産内容に問題があるからといって銀行が融資を打ち切るという

ことになりますと、雇用問題であるとか中小企業問題であるとか、いろいろ波及するところが非常に大きいわけでございます。しかし一方民間の金融機関は、先生御指摘のとおり、国民の大手な預金を預かって運用しているわけでございますから、また民間金融機関としての限界もあるわけでござります。したがいまして、その両者の限界を

見きわめながら適正な貸し付けの運用をすることをわれわれは期待しているわけでございます。

まれると思うのです。そのたびに国がめんどうを見る見たり、あるいは国家、国民の損害のもとにそういうような運営が許されていくということは、これは許されべきことではないだろう。何らかの秩序といふか決まりが必要であろう。だから、その意味においての運営に經營者としての能力が欠けていたという場合に、社会的な制裁というものが当然起きてくるべきじやなかろうか、その辺の点は大蔵大臣からひとつお答えをいただきましょ。

○坊國務大臣 住友が安宅問題で不良債権を持つ

○坊国務大臣 住友が安宅問題で不良債権を持つておりまして、これを処理するに当たりまして住友の営業上の大変な損害をこうむった。もし損雪をこうむらなかつたならば、これは当然利益として法人税の対象となつてゐます。国家の歳入になつておる。それが、今度の事件のためにならなかつたということに対しまして、それはそういつたようなまづい営業と申しますか、不良なる会社に対して国民の預金を貸しておつたということからぬことではある、こういうことでござります。私はむろん、そういうことはよろしくないことは思ひま

と思ひますが、今日のところ、おつしやられるようには、まずいことをやつたものに對しては制裁を加えるべきだというところまで私はいま考えておりません。しかし、こういうことが将来、繰り返しへ繰り返しあるということは未然に防がなければならぬ。できるだけそういうことのないように指導監督をしていかなければならぬ、さうに考へます。

いたと思ひますね。それでからその意味には、定のバランスを保持することがいわゆる国民的なる合意というものになつてくるんだと思うのですね。これは四季報から拾い出したわけですが、百二十社余り出ている分についてはそれぞれ貸し付けの根拠があるのだと思うのですね。それを名づけた

○德田政府委員 貸付けの根拠と申しますのは、借り入れの資金使余ということございまして、それでいただけですか。——いますぐといふことはやありません。後で御報告いただけますか。

○沢田委員 私は、不良債権にならないことをおもうか。  
もんばかって事前に手を打つておきたい、こういう  
うまいことない、二三の問題

う気持ちを含めて、それそれ金融機関がこういうところへたくさん貸しているわけですね。日本本邦も三十二億で三百七十九億、これもなかなかむずかしいんじゃないかなというふうに思います

いいな、こういうふうに思うのです。  
そう思うところについて、これは私の感覚と銀  
行局の感覚、あるいは大蔵省の感覚と違うかもし  
れません。だから、それをこういう機会に――こ  
れは十倍以上、二十倍、三十倍もいつていること  
もあるんですね。そういうところについては少  
なくともその理由を明らかにして、そしてこうい  
う理由だからこれは大丈夫なんだということを國  
民なりその地区の住民なりに理解を求めるとい  
うことは必要なことじゃないか、こういうふうに思  
うのです。そういう意味においてこれらの貸し付  
けの取り扱いの認定に当たっての要件というもの

**債権の保全**という意味では、現在無担保の貸し出しはほとんどございませんので、貸し出しの担保はついていると思いますが、先生御指摘のような点につきましては、個々の取引に関するところでございますので、どの程度の資料ができるか、勉強させていただきたいと思います。

○山口(光)政府委員 産投会計からたとえば輸入銀行でござりますとか、そういう政府の機関は出資をいたします場合のその出資の額の見積も

**○沢田委員** 全然要領を得ない答えなんですが、一方でござりますが、それその機関におきますゆえに金コストをどう考えるかというような点から算定をして必要額を計算上するようにいたしております。

○徳田政府委員　もう少しはつきりとお答えいただきたいのです。  
政府関係金融機関につきまして、融資規模に比して資金にばらつきがあることは御指摘のとおりでございます。この理由といしましては、歴史的な障壁によることが多いわけ

投が出资いたします出資金の大半は一般会計から繰り入れてもらつてゐるというような状況の会計

興金融公庫からの出資金を引き継いだというよう  
なこともございまして、いろいろそういう歴史的  
な理由よからつけて、ミーテナレジーナ、一般の

○沢田委員 結論的に、これを見直して、現在の資本投資額と、それからその有効需要といいますか、それの効率というふうなところをもう一回見直して、

した体制に考え方直していくという考慮の余地はありませんか。

○德田政府委員 政府関係金融機関の貸倒準備金につきましては、先ほどから申し上げたような後準でできているわけでございますけれども、今後とも民間金融機関の貸倒準備金のあり方を十分踏まえながら検討してまいりたいと思います。

○宮地委員 元来この産業投資特別会計の設立の  
を受けていける機関でござりますので、もともと貸  
倒準備金は千分の一が積ましていないということ  
で、取り崩すと申しますか、引き下げる余地がな  
かったわけでござります。

○沢田委員 終わります。  
○小淵委員長 宮地正介君

目的、これを見ますと、わが国の「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金

○宮地委員 最初に、今回の産業投資特別会計の問題に触れたいと思います。

をもつて投資を行う」と、こういうふうになつてゐるわけでございますが、今回は急場しのぎといふことで、財源の捻出の苦しみの中からつくり出

制度あるいは責任体制というものを道義的に、これは法律的にとまでは言いませんが、そういうものと用意して、何を思はるかどうか、こしら

今回、この産業投資特別会計からの受け入れ額が千五十八億円、特に輸銀、開銀、北東公庫、三機関に限つては一千九百一十九年、也に文正

○徳田政府委員 先生御指摘の点は、銀行の検査のを明確にしていく意見はあるがどうか。これもひとつイエスかノーカでお答えいただきたい。

の三橋陽は限られたわれてございますか他の政府系金融機関においても、やはり公定歩合の引き下げなどによりまして、当然その利益内容が出てい

に当たりましての最大の着眼事項でございまして、当然不良貸し付けが多いような金融機関に対しては、検査の示達によりましていろいろ厳しい批判をいたしておりますし、場合によっては

るのではないか、このように思われるわけでござりますが、その点について、なぜこの三機関に限つたのか。また、他の政府系金融機関におけるその経理内容、特に公定歩合の引き下げなどによる

○山口(光)政府委員 産業投資特別会計は、いきま  
おっしゃいました目的で設けられている会計でござ  
りますが、過去におきまして一般会計から多額  
の繰り入れをもらって運用しておる、現在では産

て、そういうことをやるために今度の総合経済政策というものをつくりたので、その総合経済対策を、これをまた着実に実行していくためには、予算において、きのう成立さしてもらった補正予算

というものをつくる、それででき得る限り速やかに、もう実行の態勢は整えさせていただいたのでござりますから、これを実行することによりまして、所期の目的を達成したい、かように考えております。私どもいたしましては、ただいまのところは、この対策でもって、考えておった目的を十分達成することができる、かよう考えております。

○宮地委員　いわゆる補正予算通過後これから景気が果たして回復するのかどうか、これがこれから経済運営の最も重要な点であると同時に、国民の目から見ましても私は最大の課題であろうと思います。そういう中において、今回の補正が通過はいたしましたが、この補正が組まれた当初は、円の対ドル相場につきましても二百六十円台であった。ところが、昨日当たりにはすでに二百五十二円、もう二百五十円台が定着をしておる。約十円の円高相場であります。言うならば、今回のいわゆる円高基調というものが、一つはデフレ効果を催したのではないか。今回せっかく皆さんが苦しんでつくったこの補正が、実際景気浮揚という面から見まして半減しているのではない、私たちはこういう感じがするわけです。大蔵大臣は先ほどから、現在の総合景気政策をそのまま実行していくべき、必ず所期の目標は達成できるのだという自信がおありのようでございますが、現実問題としてこの円高基調のいわゆるデフレ効果、景気鎮静というこの新しい問題に対し、今回の補正是本来の目的を達成しないのではないか、こういうふうに思うわけでございますが、この点についてはどうお考えでございましょうか。

○大竹説明員　最近の円高の傾向は、確かに急激な円の上昇という形になつておりますが、今回の総合景気対策の需要面からの規模といつましても、国民経済計算ベースで考えますと、その規模が約一兆五、六千億というような相当な規模に達しておりますわけでございます。したがいまして、昨日補正予算も成立いたしたわけでございますが、一刻も早くこの総合景気対策を迅速的確に実

行いたしまして、こうした経済の回復に力を与えるということが現在の急務かと考えております。それから、この円高の基調がずっと続くとしておりまして、それは基本的に経済にデフレ的な効果を持つということは御指摘のとおりでございます。しかし、その辺がどの程度続くものか、どの程度の効果があるかということを計量的に計算するということは、なかなかむずかしい問題でございます。

それからもう一つは、今回の総合経済対策におきましては、総需要の追加と並びまして、たとえばこの円高の問題につきましては、為替運動緊急融資制度というものを十月一日から実施をするというような対策も講じております。あるいはそのほか、中小企業等に対する信用補完、あるいは事業転換、あるいはカルテルによる需給調整といったような構造的な対策も講ずるということにいたしておりますので、こうした対策も逐次その効果をあらわしていくというふうに期待しておるわけであります。

○宮地委員　いまそういうことについてはわれわれも承知をしているわけでございます。問題は、補正を組んだ当初よりいわゆる十円近い円高基調、また新しいOPECの一五%値上げなどといふ、この円高、OPEC値上げ、こういう新しい経済のデフレ効果的な要素が高まりつつある今日、このまま果たして大臣の言うような総合景気対策をたどるだけで、そのギャップの穴埋めを放置しておいて大丈夫なのかどうか、むしろ率直に、ひび割れ現象というものが生じてくるんではないかという立場から、もっと慎重にその補完的な対策を講じるべきではないか、このように思うべきでございますが、大臣からの御見解をいただきたいと思います。

○坊國務大臣　御指摘のように、円高が最近おきまして度合いが非常に高くなつてきておるといふことでございますが、その円高の傾向が、今後長期にわたつてこのままますます円高になるか、あるいはそういうふうなことで定着していくか

ということにして、これは相当違つてくると私は考えます。そういうふうなことがどうなつていくか、これを見きわめまして、そしてそのことになりますと、それは基本的には経済にデフレ的な効果を持つということは御指摘のとおりでございます。しかし、その辺がどの程度続くものか、どの程度の効果があるかということを計量的に計算するということは、なかなかむずかしい問題でございます。

○宮地委員　その見きわめる時期は大体どの程度に置いておりますか。

○坊國務大臣　これからの水の流れのようなものでございまして、それをいつとどういうふうにここではつきりと、いくとかなんとかいうことは申し上げかねます。

○宮地委員　その辺が国民的感情との非常なギャップであろうと私は思います。この年末を控えまして、中小企業の倒産も続出してくるであります。ようし、また、構造不況業種などによる四百万の労働者の中からの失業者も出てくるおそれもあるわけであります。むしろ年内にそういう新しい追加的な景気対策、たとえば財投の再追加の問題、あるいは第二次補正などについても検討すべきではないかという声さえすでに出ております。日本経済新聞社の経営者の意識調査によりましても、来年度の予算はぜひ景気刺激型の予算にしてもらいたい、そしてまた所得減税も考えてもらいたい、こういうデータも出ております。そういう中で国民的感覚からして、現在の答弁いただいた大臣の御見解には少しゆとりがあるというか、国民から見れば少しのんびりしているというか、甘さがあるのではないかと思うのであります。もつと積極的にこの問題に対するところの大蔵の洞察力が要求されておるのではないか、私はこういうふうに思うわけでございますが、もう一度御答弁いただきたいと思います。

○坊國務大臣　政府といたしましては、今度の対策でもつてもう力いっぱいのことをやっておりまつけれども、これもつて能事終わりといふことは考えておりません。そのほかにもいろいろ輸入の政策だとかあるいは関税に対する措置だ

とかそういうふうなあらゆる手段を考え、これが早期に実現するように銳意努力をいたしていきますが、たとえばその中の一環でございますが、いまは各省の予算につきまして、これを主計局が中心となつて検討いたしておりますが、スクランプ・アンド・ビルト、その思想に徹してこれをやつておりますが、それについてどの程度進んでおるか、こういうお話をございますが、いまは各省の予算につきまして、これを主計局が中心となつて補助金の整理といったようなことにつきまして、それが実現を期していきたいという決意をいたしております。

それで、今度五十三年度の予算をいま編成中でございますが、それについてどの程度進んでおるか、たとえばその中の一環でございますが、いまは各省の予算につきまして、これを主計局が中心となつて検討いたしておりますが、スクラップ・アンド・ビルト、その思想に徹してこれをやつておりますが、たとえばその中の一環でございますが、いまは各省の予算につきまして、これを主計局が中心となつて補助金の整理といったようなことにつきましては、もうことしの夏から、夏は汗をかくのはあ

りまえでござりますけれども、汗をかきながらおれをやつておるということは、「冷や汗」と呼ぶ者あり)私もいまも汗になつてやつておる。冷や汗も出ますね。それは冷や汗もきます。いろいろの汗をかきながら懸命の努力を重ねておる。これを実現するためには何といたしましても、ただいまの御決意をいただきましたが、さらに御理解と御協力をお願ひしなければ、これはとうていその目的を達成することはできませんので、どうぞひとつ御理解、御協力のほどをお願い申します。

○ 佐々木説明員 沿や沖がきながらやつたとしないこと  
でござりますが、決意だけじやこれはもう問題ではない。  
当面來年度予算については緊急的重要な課題であります。  
特に国債依存率三〇%とい  
う節度ある財政運営の壁、またいま申し上げました  
ような補助金の見直し、片一方にはやはり大き  
な問題として行政改革があろうと思ひます。  
きょうは行管が来ておると思いますので、初め  
に、現在どの程度行革に対し取り組んでこられ  
たか、經緯を説明いただきたい。  
お答えします。

行政改革につきましては、政府としてはかねてから、内閣に置かされました行政改革本部を中心として検討を続けてまいったわけでございますけれども、先生御承知のとおり、去る九月二日に行行政改革の基本方針及び立案の要綱につきまして、閣議了解をいたしたわけでございます。

基本方針としては、最近におけるわが国を取り巻く内外の情勢の変動に対処するという立場から、従来の惰性から脱却しまして行政の近代化、効率化を推進いたす、その見地からの全面的な行政改革を行うという立場に立ちまして、この基本方針のもとに、行政改革、定員、特殊法人、審議会等、それから補助金及び行政事務の各項目についてまして、個別に措置の方向を定めたわけでござります。

に従いまして作業を進めていところでございま  
す。

○宮地委員 さらに大蔵大臣は財政演説の中で、  
この歳入面についても、税制調査会の中期税制の  
答申を踏まえながら、全体的な財政経済政策の一  
環として、昭和五十三年度においてとるべき税制  
上の方策について十分検討してまいりたい、こう  
述べておるわけでございますが、特に今回、税調  
の一般消費税、この導入については大いに議論が  
あるわけでござります。

まず、この答申の一般消費税については、何と  
いつてもやはり物価に与える影響が大きい、こう  
いうことで私どもも現在反対の立場をとっている  
わけでござります。その前にやはり不公平税制な  
どの改革をやつしていくべきではないか、こういう  
議論があるわけでございますが、特に来年度の予  
算編成に当たりまして、この歳出面、また歳入面  
の改革という問題はやはり重大な問題でございま  
す。それについていま大臣ほどのよう取り組ん  
がおられるのか、お伺いしたいと思います。

○坊国務大臣 来年の予算の編成を考えますと、  
まさにこれは寝ても寝られぬような気持ちになっ  
ております。大変なむずかしいことだと私は考え  
ます。しかしながら、私に与えられたる大仕事は  
どうしたってこれをやっていかなければならない  
ということとございまして、そこにいま御指摘に  
なったような考え方です。

先ほど歳出の面においてはできるだけ節減をし  
ていく、こういうことを申しましたが、歳入の面  
におきましても、これはあとう限りのことをやつ  
ていかなければならない。中期税制の答申により  
ますれば、きわめて広範なる税制につきましてい  
ろんな提言をしていただいておる。その提言は、こ  
れは非常に尊重すべきものであると私は考えてお  
りますが、しからば、その提言の中で何を取り上げ  
て租税体系をつくるかということについては、五  
十三年、五十四年というふうに各年度の経済の実  
情及び財政の内容なり財政の状態といったような  
ものを考えましてこれを取り上げていくというこ

に従いまして作業を進めていはるところでございます。

○宮地委員 さらに大蔵大臣は財政演説の中で、この歳入面についても、税制調査会の中期税制の答申を踏まえながら、全体的な財政経済政策の一環として、昭和五十三年度においてとるべき税制の方策について十分検討してまいりたい、こう述べておるわけでござりますが、特に今回、税調の一般消費税、この導入については大いに議論があるわけでござります。

まず、この答申の一般消費税については、何どいつもやはり物価に与える影響が大きい、こういうことで私どもも現在反対の立場をとっているわけでございます。その前にやはり不公平税制などの改革をやっていくべきではないか、こういう議論があるのでございますが、特に来年度の予算編成に当たりまして、この歳出面、また歳入面の改革という問題はやはり重大な問題でござります。それについていま大臣ほどのように取り組んがおられるのか、お伺いしたいと思います。

○坊国務大臣 来年の予算の編成を考えますと、まさにこれは寝ても寝られぬような気持ちになつております。大変なむずかしいことだと私は考えます。しかしながら、私に与えられた大仕事はどうしたつてこれをやつていかなければならないということとでございまして、そこにいま御指摘になつたような考え方です。

とでござりますけれども、いずれにいたしまして  
も、そういうふうに税制を整備していく、負担の  
増大を伴う税制を整備していくくというためには、  
いまおっしゃられたように、どんなことがあって  
もこれは租税の公平ということをまず考えていか  
なければならぬということは、これはもう私は  
この点につきましては無論そう考えております  
が、議員の皆さん方も必ずやそういうふうに御理  
解、お考えになつていらつしやることだと思います  
が、その議員の皆さんの方の、何と申し上げます  
かお力を借りてこれをぜひとも実現してまいりた  
い、できるだけ早く実現してまいりたい、こうい  
うふうに考えております。

○宮地委員 まず公平な税制、これをやりたい、  
こういうふうに私はいま理解いたしました。です  
から、来年度予算の歳入面については、わかりや  
すく國民に言ふなら、不公正税制にまずメスを入  
れる、ここから今後の中期税制について十分検討  
していきたい、そういうふうにいま理解したいと  
思ひます。

特に一般消費税については、いま多くの国民  
の、特に消費者からの反対があるわけでございま  
す、物価高騰につながるということで。これにつ  
いてはかつて四十二年ごろ、財政硬直化、直間比  
率の直接税偏重などを理由にEC型付加価値税導  
入について税調で検討されておりましたが、その  
際は、付加価値税導入は物価安定定期にするのが  
好ましいという見解が当時は打ち出されておりま  
す。しかし、今回の中期税制の答申では、物価安  
定という前提に触れることが非常に弱い。むしろ  
ただ単に便乗利上げの防止措置等の必要性をうた  
つてはいるだけで、早期に実施すべきであるという  
ような、全く物価問題を軽視した答申内容になつ  
ております。私たちこそそういう面から特に五十年  
代前期経済計画において、最終目標年次の五十五  
年度においても、四十二年当時の四・一%よりも  
なり高い六%というまだ高い物価上昇率を想定し  
ているので、この物価問題から考える限りにおい  
ては、一般消費税の導入というものはやるべきで

とでござりますけれども、いずれにいたしまして  
も、そういうふうに税制を整備していく、負担の  
増大を伴う税制を整備していくためには、  
いまおっしゃられたように、どんなことがあって  
もこれは租税の公平ということをまず考えていか  
なければならないということは、これはもう私は  
この点につきましては無論そう考えております  
が、議員の皆さん方も必ずやそういうふうに御理  
解、お考えになつていらっしゃることだと思いま  
すが、その議員の皆さん方の、何と申し上げます  
かお力を借りてこれをぜひとも実現してまいりた  
い、できるだけ早く実現してまいりたい、こうい  
うふうに考えております。

○宮地委員 まず公平な税制、これをやりたい、  
こういうふうに私はいま理解いたしました。です  
から、来年度予算の歳入面については、わかりや  
く国民に言うなら、不公正税制にまずメスを入れ  
していきたい、そういうふうにいま理解したいと  
思います。

はない、こういうふうに判断をしているわけでございます。  
そういう点につきまして、福田総理も慎重に対処するという答弁を予算委員会などとしているわけでございますが、大蔵大臣としてこの一般消費税に取り組む姿勢、これはどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○坊国務大臣 物価問題は、おっしゃるとおり非常に大事な問題です。ところで、財政を切り盛りしていくに当たりまして、物価は非常に大事でござりますけれども、物価も大事であるが、それに伴つてもう一つも二つもいろいろ大事な факторを考えていかなければならぬ。そうすると、物価とはいささか違う観点から考えていかなければならぬといふこともある。複雑なる財政のもとにおいて、一元的に物を考えていくということは、非常にかえってバランスを欠くといふこともあらう。世の中といふものはお互いに持つ持たれつ。人間も持つ持たれつでござりますが、政策も持ちつ持たれつという総合的なものでなければならぬと私は思う。そういうふうな観点から考えますと、もっと複雑に考えていかなければならぬ。

そこで、この一般消費税をやる、やらぬということはしばらく別といたしまして、中期税制ではとにかく将来の日本の国を考えてしまいる。あるいは福祉等のサービスその他のことをやつしていくためには、どうしてもいまのままの自然増収を期待してやつておつたって、これはとてもその目的は達成するわけにはいかない。そこで、どうしても国民に負担をふやしていくことを御理解を願わなければならぬ。負担をふやしていくためには、いろいろなものがあります。法人税とかその他個別の物品税だとかいろいろなものがありますけれども、そういったようなものではなかなか追つかない。そこで考えられることは、直接税の所得税をふやしていくか、あるいは間接税としての一般消費税といいますか、そういったようなものをふやしていくか、どちらかであるというふうに言わ

れておりまして、そこでこれは一に国民の皆さんによる選択による。国民の皆さんによる選択ということとは、一億の国民に選択をしてもらうということは、つまり国会の皆さん方にこれは選択をしていただく。所得税をぶやしていくか、あるいは間接税をぶやしていくか、両方適当にやつてチャンポンにやつていくかといったようなことについて国会において御審議を願う。そうでなければこれは何にもできないことでござりますから、私はさういう意味におきまして、今日ただいまのところ――消費税は物価を上げる。上げることは上げるでしよう。しかし、それはただ一回物価を上げるのです。物価を上げるということになるから、これはもう落第だといふようなことを私は考えておりません。そういうたよななものについて、これから私どもも考えるし、税制調査会においても研究してもららし、議員の皆さん方にも真剣になつて考えていただくということをお願い申し上げる次第です。

○宮地委員 その背景には財源という問題などを考へているのではないかと思うのです。これはやはり物の順序がありまして、一つは先ほど言つておりますように、私たちが何度も大蔵委員会で言つておりますように、行政改革、あるいは補助金の見直し、あるいは歳入面の不公平税制、こういう一つの段階というものをきちっと国民に、こういう勇気を持つてやつておられるといふ姿、そしてこの歳入歳出の洗い直しを本当に政府がやつておる、こういふことを示さずして、ただ財源が足りない、足りない、国民の皆さん、経済的に何とかめんどうを見てください、これでは国民は納得いかぬと私は思うのです。そういう点において、大臣はいま直間比率だけでその説明をしようとしておりますが、その背景はもともと深いんだと、やはり国民の合意は得られない。また私たちも、ただ税調の内容だけを見る限りにおいて、この一般消費税に賛成することはできない、こういうふうに考へておるわけでございます。

時間がありませんので、そういう歳入歳出のいわゆる洗い直しの中ににおいて、やはりいま大事な問題は財政収支試算、これが政府から発表されましたが、今回も、今回の補正でもつて公債依存率二十九・九とぎりぎりまできております。来年度は財政収支試算を見ますと、約二六・六%台の依存率に下げるという計画になつておる。大体破綻するのではないか、もうこの計画は絵にかいたもちである、こういう批判もすでに集まつてきておりまます。この財政収支試算の見直し、改定をやるのか、あるいはこの試算どおり実行するのか、この点についての責任をどういうふうに考えておられるか、伺いたいと思います。

○坊國務大臣 財政収支試算につきましていろいろ御議論のあることは私も承知いたしております。この財政収支試算と申しますのは、申しますまでもありませんけれども、五十年代前期経済計画というものから、これを手がかりといたしまして財政収支試算をつくつた、そういうことで、その財政収支試算に基づきまして、それで今度それを一応の手がかりとして、財政の計画と申しますか、税制調査会あたりでもそういうふうなものを踏み台としてつくつてしまつたということで、今日のところこの財政収支試算というのをまだ改定する指數の改めもいたしておりません。

だから、それは合わぬじやないか、こういうことで、いまそれを改定する意思がありや否やということを御質問でございますが、私はそういつたような現状に即する財政収支試算というものは非常に大事なものであるということについては何ら否定も否認もいたしません。しかし、これをつくつるということは、それは財政の試算でございまして、財政の計画ということに入つてまいりますと、何年度の歳入が幾ら、歳出が幾らといったよましても、非常に苦心をいたしまして、十年近くもかかってそういうものをつくりつあるとか、

あるいはいつくつたということを聞いておりますが、われわれもこれは非常な大事なことであるということを考えまして、政府の財政審というのをございますが、その財政審に、新しい財政計画といいますか、それは中期の財政計画でござりますが、そういったようなものをひとつ考えてもらえないかということで、ただいま勉強をしてもらつておるということでございますが、なかなかことしか来年とかいうことにはちょっと間に合いかねる、かように考えます。

○宮地委員 時間がありませんので、ここで最近の経済情勢の中で非常に重要な問題について私が何点か御質問しますので、大臣から御答弁をいただきたいと思います。

一つは、先ほど申し上げましたように、来年度の予算編成の中において所得減税、この問題についてどういうお考えを持っておるか、やる意思があるのかどうか、これが一つです。これは先ほど言いましたように、日経のいわゆる円高景気緊急意識調査などによりますと、やはり所得減税を望む声が経営者の中に非常に多い。こういう国民的な大きな希望の中で質問しております。

もう一つは、先ほどもお話を出ましたが、やはりこれからの大問題の一つは、国際収支の黒字減らしの問題であろうと思います。これについて特に総理は、東京ラウンドの終結前に関税の引き下げを検討したい、こういう発言が予算委員会でされておりますが、そうなりますと、この問題について関係各省庁、関連業界あるいは諸外国との調整を始めていかなくてはなりません。この点について、すでにその検討に着手したのかどうか。大蔵大臣としては来年のいろいろにこの関税引き下げを考えておるのか。一説には二月ごろ国会に法案を提出し、来年四月ごろにはぜひやりたい、いわゆるこういうような情報も流れておりますが、事実かどうか、その点について。また、国際収支の黒字減らしについて、大蔵大臣としてはどの程度の御決意、また対策を持つておられるのか、これが三点。

最後に、これも総理が言つておりますが、いざ  
れやらなければならぬが、それには物価、景  
気、国際収支などが安定しているときでなければ  
ならない、いわゆるデノミの問題题であります。こ  
れについて大蔵大臣としてはどういうふうに現在  
取り組んでおられるか。大変時間がありませんので  
羅列になりましたが、最後にまとめて大臣から  
御答弁いただいて、終わりにしたいと思います。

○**坊国務大臣** 来年度の税制改正に当たつて所得  
減税をするかどうか、こうしたこと、これは所得  
税を減らすかどうか、こういうことだらうと思いま  
すが、私は今日のところ所得税を減税していこ  
うという気持ちは、時間がないから簡単に申しま  
す、そういうような考えは持つておりません。あ  
るいは個々の何か所得といったようなもの、それ  
はいま頭の中にありませんけれども、そういった  
ようなものについては手を触れることがあるかも  
しれませんけれども、所得税法を改正することに  
よつて減税をしようという考えは、体系を変えて  
減税をしようという考えは持つておりません。

それから、黒字減らしのために東京ランウド以  
前に何とか関税を、前倒し関税と申しますか、そ  
れをやるというふうに総理が言つたが、それにつ  
いて準備をやつておるかどうかという御質問でござ  
いますが、それは鋭意やつております。東京ラ  
ンウドは、あれは始まるのが一月の十五日ですか  
な、それより以前に何とかこれを実現していきた  
い、かようと考えて、関係各省におきましていろ  
いろと研究をいたしております。

それから、テノミニーションでございますが、  
これは私が前回に大蔵委員会におきましてお答え  
申し上げましたが、何しる日本のいまの何兆とい  
うこういったような予算なんというのは、私は四  
十年前に新聞記者をしておりましたが、予算の総  
額なんというのは二十億足らずのものであつて、  
見当つかない。そういうふうなことであり、か  
ら金使つたことありませんけれども、見当つ  
た。何兆という天文学的数字になつてきますと、  
見当つかない。そういうふうなことであります。

つまた、為替レートが恐らく、相當な国で三けたになつておるのは日本とイタリアぐらいのものじやありませんか。そういういたようなことだと、それから、日常いろいろな経済を運営していくときの計算等につきましても、これは大変なめんどうなもので、何とかいたしましてゼロを幾つか外すといふことは、大変大事なことであつてやらなければならぬことだと思つておりますが、それはいまのような事態におきましてこれをやるということは、これは非常に人心に対しているいろいろな不安を与えるなんかする。要するに物価とか経済とかいうものがある程度安定をいたしましたが、前途それでもってこれはいけるわいというような見当がつくということが大事でございまして、いまの異常なるこの経済情勢のもとにおきまして、いかに不便であつても、このデノミをやるということは、これはちよつとむずかしいことであり、またやるべきことではない、かように私は考えております。

○宮地委員 どうもありがとうございました。

○戸塚(岩)政府委員 東京ラウンド開税率の引き下げの問題につきまして、若干補足させていただきますと、大臣が申し上げましたように、来年の一月十五日が各国がオファーを出すデッドラインになつております。そこから交渉が始まるわけでございまして、現在九十五カ国が参加します多国的な貿易交渉でございます。したがいまして、その終結は、シユトラウス米国通商代表の言によりますと、オファーを出してから三ヶ月ぐらいの間に早くやろうじゃないかということを言つておりますが、ケネディ・ラウンドの例からいきますとなかなかそう早くはできない。そこで前倒しといふ問題につきましては、終結を待たずして前倒しによるという意味でございまして、一月十五日と山下(元)委員長代理 高橋高望君。

○高橋委員 せつかく大蔵大臣がいらっしゃいます。

すので、大蔵大臣からちよつとお話を伺いたいと思います。すでに質問をやられた委員の中にもお尋ねがございましたように、重複するかもしれません、大蔵、このところ、せつかく昨日の補正予算の成立を見ましても、どうも事業規模二兆円という今度の補正予算が、政府の意図しているような景気刺激につながるかということについては、まず円高問題もござりますし、非常に疑問が出てきた。というよりも、私などに言わせれば、何かだめな感じやないかという気が少ししてきております。そこで、現在のこの景気問題が、それこそ過去の日本の国の経済環境の中で、昭和初期以来からの大変大きな問題であると私は思いますので、こういうことを踏まえていた場合には、しばり伺うのですが、第二次補正予算を組むというようなお気持ちはございませんですか。

○坊國務大臣 先ほど來もお答え申しておりますが、今日、第二次補正予算を組むというつもりはございません。それでは伺いたいことは、今回の補正予算の持つ意味なんですけれども、これはやはりあくまで五十三年度あるいはそれ以降につなげる経済問題というのが大きな柱になつてゐるかと思います。したがつて、五十二年度の補正といふ考え方とどまらずに、五十三年度、それ以降に対しての一貫した政策の展開、私たちはそのように理解するわけです。その立場に立ちますと、今回のような産投会計からの繰り入れといつたような手段でとりあえずの補いで、金だけはとにかく用意したけれども、根本的な取り組み方としては私たちには何か不十分なよう思われる、このように判断いたしましたけれども、いかがございましょう。

○坊國務大臣 いまの日本の経済政策で大事なことは、これはおっしゃるとおり、景気の浮揚、着実なる景気を回復させていきまして、安定成長の路線へ乗せるということあります。もう一つ、そのためにも考えなければならぬことは、

財政がどうなつてもいいというような考えは、こ

れは無論高橋さんもそういつたようなお考

えです。本当にすべき景気の方には手を出さないでこ

らえている、あるいはかき集めている、そしてや

りくりをしているということとの繰り返しで、それ

で本当に國全体の財政もよくなるかどうか。

私は、これ以上大臣の御意見をいたしかなくて

持ちになつていらないということを私は信じますけ

れども、とにかく今日まで日本の財政が、これは

三年にわたつて三〇%になんとする公債依存

度でもつてやつてきた、このあたりでどうして

も、これは大変評判が悪いようでございますけれども、三〇%に拘泥するなといふ御意見も非常に耳しておりますけれども、しかしそれも考えなければならぬ。つまり、景気は上げていかなければならぬ。それからまた、財政の健全化をやつていかなければ財政がつぶれて、これはどうにもならないというようなことを考へると、まあ兩方非常にむずかしい、相反するようなものを調整をしていかなければならぬ。一方のことだけをやって、それでもう十分だということなら、これはもう財政の運営などというのをやさしいことではございませんけれども、両方やつていかなればならないということから考へますと、どうしてこれがなつてゐるためには、このように私たちは思つ。そういうことから考へますと、どうしてもこれをやつてのけるためには、このように度の補正予算も、確かにおつしやるとおり、産投会計から無理して財源を繰り入れた、きわめてこそくなことではないか、こういうおしかりであるうと思いますけれども、そういうような要請を満たすための手段の一つといふとして、この産投会計の繰り入れといふことも考へた次第でござります。

私は、とにかくこの補正予算を組みましたけれども、五十三年度の予算におきましてどういふことをやついくのかというふうに聞かれますと、今日まだその内容にわたりまして申し上げる段階ではありませんけれども、骨組みといたしまして

開銀の業務内容が、時代あるいは社会の要請によつて変化をさせていると思ひますけれども、

このところ振り返られて、開銀の業務内容の変遷の状況についてざっとひとつ御説明をいたさ

いと思います。

○徳田政府委員 お答えいたします。

開銀の業務内容が、時代あるいは社会の要請によつて変化をさせていると思ひますけれども、

このところ振り返られて、開銀の業務内容の変遷の状況についてざっとひとつ御説明をいたさ

いと思います。

そこで、今回の問題の開銀からの繰り入れについて、開銀のあり方について銀行局長にちよつとお伺いをしたいと思います。

私は、とにかくこの補正予算を組みましたけれども、五十三年度の予算におきましてどういふことをやついくのかというふうに聞かれますと、

私は、とにかくこの補正予算を組みましたけれども、五十三年度の予算におきましてどういふことをやついくのかといふふうに聞かれますと、

私は、とにかくこの補正予算を組みましたけれども、五十三年度の予算におきましてどういふことをやついくのかといふふうに聞かれますと、

私は、とにかくこの補正予算を組みましたけれども、五十三年度の予算におきましてどういふことをやついくのかといふふうに聞かれますと、

私は、とにかくこの補正予算を組みましたけれども、五十三年度の予算におきましてどういふことをやついくのかといふふうに聞かれますと、

私は、とにかくこの補正予算を組みましたけれども、五十三年度の予算におきましてどういふことをやついくのかといふふうに聞かれますと、

私は、とにかくこの補正予算を組みましたけれども、五十三年度の予算におきましてどういふことをやついくのかといふふうに聞かれますと、

私は、とにかくこの補正予算を組みましたけれども、五十三年度の予算におきましてどういふことをやついくのかといふふうに聞かれますと、

私は、とにかくこの補正予算を組みましたけれども、五十三年度の予算におきましてどういふことをやついくのかといふふうに聞かれますと、

うになって、現在に至つておるわけでございま  
す。

○高橋委員 開銀の業務内容が、当初はお話しの  
ように産業中心であったことから、生活環境を含  
めた方向に変わってきている。この変わってきて  
いる過程の中で、一般民間金融機関に類似してき  
ているというような傾向はございませんか。

○徳田政府委員 民間金融機関と類似してきたの  
ではないかという御指摘でございますけれども、

開発銀行の場合は御承知のとおり、協調融資を  
主体としておりますので、その意味では、民間の  
金融機関が実施している融資と同じものを行つて  
いるわけでございますけれども、ただその中で  
も、開発銀行は、先ほど申し上げましたような開  
発銀行の使命に照らしまして、必要な政策目標に  
従いまして融資をしていわるわけでございまして、  
たとえば短期の運転資金のようなもの、これは全  
く融資をしていないわけでございます。また、長  
期の設備資金の中におきましても、先ほど申し上  
げましたように、そのときそのときの政策に応じ  
て、長期の安定した低利の資金を必要とする分野  
に融資しているわけでございます。

○高橋委員 私のお尋ねしたいのは、開発銀行の  
動きが、そういった協調的な立場からだんだんと  
一部民間金融機関的な動きに走つていつて、やが  
てこれが政府の手をいい意味でも悪い意味でも離  
れて、独立した金融機関になる、そういう方向は  
ないかということをお尋ねしたいのですが、いか  
がでございますか。

○徳田政府委員 御承知のとおり開発銀行は、銀  
行という名前がございますように、一般的の公庫に  
比べて運営に自主性があるわけでございます。し  
かし、先ほど申し上げましたように、開発銀行法  
に規定しております本来の趣旨は堅持しているわ  
けでございまして、そのときそのときの政策目標  
に応じて、必要な分野に対して融資をしていると  
いうのが現在の姿でございます。

○高橋委員 今度の繰り入れの基本的なあり方と  
しての貸倒準備金率の引き下げ、現行千分の十六

から千分の五に直された、これが民間金融機関並  
みだという御説明をいたしました。その背景に  
は、私どもの判断では、政策金融であれば貸倒準  
備金というようなものを考へる必要はないのでは  
ないか。これは国としてあるいは社会全体として

要求することであれば、貸倒準備金などというも  
のを用意すること自体が少し筋が違うのじやない  
か、私はこのように判断いたしますけれども、局  
長いかがでございますか。

○徳田政府委員 政府関係機関については、御指  
摘のようなお考え方もあるかと思ひますけれども、  
も、政府関係機関は、やはり国から独立して金融  
業務を営む機関でございます。したがいまして、  
できれば一般の企業会計原則に従つて健全な運営  
をすることが望ましいわけでございます。その場  
合に御承知のとおり、商法並びに企業会計原則に  
よりますと、貸倒損失に対しても貸倒引当金を備  
えて、これによつて対処するというのが原則に  
なつておりますので、そういうことで開銀につ  
いては貸倒準備金を積んでいるわけでございま  
います。

確かに御指摘のよう、國の機関なんだから、  
もし貸倒損失が生じたならば、直ちに国庫で補て  
んすればいいじゃないかという考え方も十分にあ  
り得ると思います。ただししながら、やはり国  
から独立した法人形態をとつてゐる以上は、安易  
に財政負担に依存することは好ましいことではな  
いわけでございまして、できれば貸倒損失は、自  
主的な責任のもとに、自己の運営形態、経理形態  
の中で吸収するという形が望ましい、こういう  
ことで貸倒準備金を積んでいるわけでございま  
す。

○高橋委員 それでは、昭和五十年度、五十一年  
度二年間ぐらいに限つてですが、開銀の貸倒準備  
金の償却といいますか、現実に使われたケースは  
どれくらいあるのでござりますか。

○高橋委員 四十九年に四億貸倒償却がござ  
いました、五十年、五十一年はゼロでございま  
す。

○高橋委員 そうすると、取り崩し前で約八百億  
ぐらいあり、今度産投へ繰り入れてもなおかつ二  
百億以上の残がある。余りにも現実に使われてい  
るものとたまつてあるものとの差がひどいとお考  
えになりませんか。

○徳田政府委員 確かに数字を比較しますと、御  
指摘のような点があるかと思いますけれども、貸  
倒準備金の機能といったしましては、不測の事態に  
備えるということのほかに、これは無利子の資金  
でございまして、したがつて、その面で貸し出し  
条件をよくするという機能があるわけでございま  
す。したがつて、政策金融を行つていく上で、そ  
の意味でも重要な機能を果たしているわけでござ  
います。

それから、これから将来、今まで確かに余

り貸し倒れはないわけでござりますけれども、御

承知のとおり、構造不況産業に對しましても貸し

出しを行つておりますし、これからいろいろな

形でそのような一般的の金融機関以上に危険

な融資をすることもあり得ると思ひますので、こ

の程度の貸倒準備金は必要ではないか、このよう

に考えております。

○高橋委員 協調融資をし、あるいはすでに借り

ていて担保にとられているものであつても、開銀

等の融資があつた場合には、担保の順位が変わつ

ているのが現実ではないかと思うのです。要する

に、政府関係で借りたお金ですと、その場合には

第一担保になつていてるケースが多い。したがつ

て、普通の民間金融機関よりもはるかにそういう

意味では危険率が薄いように私は思うのですけれ

ども、それにもかかわらず、こうした貸倒準備

金、大体金融機関の貸倒準備金というのは、非常に

庶民感情を逆なでしていく、悪いというか、何

か納得できないというように判断される方が多い

制度ですから、それに対して政府自体の方がいま

だに貸倒準備金といったようなものを政府機関に

持つというその辺は銀行局長、何かお考えを変え

が必要があるかと思いますけれども、いかがでござ  
いますか。

また、たとえば開銀銀行でございますと、延滞

になつたものにつきまして条件変更をしていくわ  
けでござりますけれども、五十年度ではそれが百

七十億程度ございまして、やはり全く貸し倒れが

間の貸倒準備金は税制とも絡んでくるわけでござ  
いますけれども、確かに政府関係機関の場合には  
そのような問題はないわけでございます。ただ、  
先ほど申し上げましたように、政府関係機関の場  
合には民間金融機関を補完するという形で行って  
おります。

ます。

○徳田政府委員 御指摘の点でござりますが、民  
間の貸倒準備金は税制とも絡んでくるわけでござ  
います。

ます。

○徳田政府委員 御指摘の点でござりますが、民  
間の貸倒準備金は税制とも絡んでくるわけでござ  
います。

ます。

これから全然ないということはあり得ないわけでござりますので、この程度の準備率は必要ではないか、こういうふうに考えております。

○高橋委員 先ほどのお尋ねでちょっと漏れていのですが、担保順位について銀行局長、現状はどうに判断されておられますか。

○徳田政府委員 個々の取引の問題でござりますので、つまりらかな資料を持つておりませんけれども、やはり国民の大手な資金を運用するという形で、あるいは順位が上がっているようなこともあります。

○高橋委員 上がっているように思われるか、あるいは現実にそういう形の報告がお手元にはないでございますか。私の知る範囲内においては、大体政府関係の金融機関からの金というものが第一担保になつてゐる、このように判断いたしましたが、いかがでございますか。

○徳田政府委員 ちょっとその点につきましては、資料がございませんので、確定的なことは申し上げかねるのでございますが……。

○高橋委員 後ほどまたお教へいただくことにいたします。

それでは、残念でございますけれども、時間が参りましたので、以上で終わらせていただきまます。

○小淵委員長 荒木宏君。

○荒木委員 本法案に関連をいたしまして、昭和四十八年の十一月でありますか、行政管理庁から大蔵省に勅告がございました。銀行局長よく御記憶かと思うのですが、これは公庫に閲してありますけれども、滞賃償却引当金、いわゆる貸倒引当金について、実績との開差が大き過ぎるのではないか。たしか最高は二百九十七・七倍というような指摘があつたと思いますが、利益剰余金としての実態を備えておるようと思われるというような勅告がありまして、自來四年を経過いたしまして、予算編成時期も四回経過をしたわけであります。その間に、同僚議員からも御発言がありましたが、私ども共産党も、こうした一般会計への回

取の方途、手だてということについての提言もしましたが、あります。五十年の四月には、たしか大平太蔵大臣が財政危機宣言をされました。国会でも論議がありまして、五十年三月五日の国会の予算委員会では、こうした輸出入銀行、開発銀行などから一般会計の方へ引き揚げてはどうかという具体的な質疑があつたのですが、当時の銀行局の責任者は、これは政策金融でございます、手厚く保護しなければならないので当然でございます、こう突っぱねたわけでございます。今回こういう措置がとられましたから、過去のことには属しますが、しかし、五十二年度限りの特例措置といふことでありますから、今後のこともありますので、一言説明を伺っておきたいと思います。

○徳田政府委員 お答えいたします。

政府関係金融機関貸倒準備金につきましては、やはりこれが独立した金融機関でございますし、不測の損失に対して貸倒準備金を持つといふこと、それから先ほど申し上げましたように、これは無利息の非常にいい資金でございますから、長期、低利の政策金融を支える資金として非常に重要なものであるということは、これは現在でも変わらないわけでございますけれども、ただ今般、年度の途中におきまして、財政の節度を堅持しながら、景気回復のための施策を講ずるための財政上の必要性という観点から、政府関係機関の貸倒準備金に対しましていろいろ見直しを行いまして、いままでいろいろ国会で御指摘をいただいた点を踏まえて、今度のような措置をとつたわけでございます。

○荒木委員 私は、経過から見ますと、わが党を含めて野党の問題提起、国会における論議というものが、こうした措置を必要としていたといふことがはつきり言えると思うのですが、当時の論議で見ます限りは、答弁がいかにもいわゆる木で鼻をくくったといいますか、私は余り誠実なお答えではなかつたと思いますので、その点は、今後のこととも含めて要望をしておきたいと思います。

用が、この輸、開銀といいますか、こういった機関に優遇の歴史で貢がれてきておったからではないかという感を強くしておるのであります。まあ補完金融でござりますけれども、質的補完の面におきましても量的補完の面におきましても、産投特会から出しております機関は輸、開銀にはとどまりません。国民金融公庫、あるいは中小企業金融公庫、あるいは住宅公団など、勤労者、國民が直接接触する財投機関と比べてみると、その差異が余りにも歴然としておるのではないか。ちょっと古い資料でござりますけれども、四十七年の実績では、たとえば国民金融公庫は政府出資の比率が一・九%であります。輸出入銀行は二八・三%になつておられます。十数倍という違いがあります。質的な違いは当然貸出金利、利回りの際にも影響してきます。片や有利な金融を受けられる。片やそれと比べて不利な扱いになる。しかも、そうした質的な違いだけではなくて、個々の金融機関だけではなくて全体として見まして、こうした輸出入銀行、開発銀行あるいは石油開発公団とか電源開発株式会社とか、何と呼んだらいいでしょうか、こういったグループは産投会計出資残高八・二%ということがあります。住宅公団、住宅金融公庫、先ほどちょっと申しました直接勤労者、國民が窓口において接觸する機関は一八%。こうした方向は、皆さんの今までの説明はそれなりに伺つてまいりましたけれども、やはりいまの時点で改めていくべきではないか。内需喚起、個人消費の増進ということが景気浮揚の点から言われておりますいま今日の状況からいましても、こうした無償資金の配分を勤労者、國民が接觸する政府関係機関の方に、せめてこのおくれを取り戻す意味で、横並び的な方向に改善をしていくべきではないかと思うのであります。政府の御意見を伺いたいといたします。

で全体としての資金コストを低めるというやり方でございます。もう一つは、そういう出資でなくして、毎年毎年の資金コスト、調達コストに対しまして補給金を出すというやり方と二つあるわけでございます。四十年以前、つまり一般会計が非募債でやつてまいりました時代では出資のケースがかなり多かつたわけでございますけれども、四十年以降、一般会計も国債を出すという時代に入りましたからはその辺を洗い直しまして、やむを得ず出資で賄わなければならないという機関については出資を続けておりますが、そうでないところにつきましては、できる限り補給金で対処するというやり方をとつて今日に至っているわけでございます。産投につきましても同じことでございまして、四十年以降は、輸銀出資を中心的に運営されているといふのは御指摘のとおりでございますが、輸銀につきましては、補給金を出すことが国際的にいかががかということでもございまして、補給金によらず出資金で賄つているということでございます。

○荒木委員 現状の御説明がありましたが、私も概略のことは承知しております。しかし、この補給金方式を加えて、全体の傾向は私が指摘したのと大きく変わることはないと思う。数字その他、いろいろ時間の関係がありますから、資料は割愛をいたしますけれども、しかし話としても、たとえば住宅公団の方は、いまいわゆるブル制家賃ということで値上げの問題が起っている。しかし輸出入銀行関連では、話としてはロングキードがらみで賄賂がその間に動くというふうな現象になつてくるわけでありまして、そういう意味から、これは話でありますけれども、先ほど指摘しましたような産投会計の歴史、そうした一貫的なやり方が労働者 国民にしわ寄せをされているということを指摘しなければならぬと思うので

り方、結果を改めることが必要だと思うのですが、同時に、国民にしわ寄せがいかないようにその回避の努力もその間あわせてしていただきなければならぬと思うのです。現在は金利が軽減をされまして、そして住宅公団の金利負担も公定歩合の引き下げその他に伴いまして軽減をしていくと思いますが、そのメリットが居住者に還元をされるようになり計算べしと私は思いますが、公団のお考えを伺いたいと思います。

○星野参考人　ただいま先生御指摘の、金利の低下に伴う居住者への還元ということをごさせます。が、先生御承知のように、住宅公団の家賃の算定、積算に当たりましては、現在借り入れております長期借入金の金利の利率には関係なく、たとえば一般的市街地住宅でありますと四・五%とか団地高層住宅四・五%，あるいはまた団地住宅は五%というふうに金利が政策的に定められているわけござります。したがって、家賃に占めるコストのウエートといふものは政策的に決定されるものでございまして、現在の金利が上下する、金利が改定されて上がったり下がったりする、そういうものとは直接関係がない、このように私どもは考えておるわけでございます。

○荒木委員　それは私も知っておりますよ。しかし、先日参議院の予算委員会でのわが党の橋本議員があなた方の総裁にお尋ねをしました。金利が下がるじゃないか、家賃の計算のシステムはシステムとしてあるけれども、しかしこれを居住者に還元をする方向で努力をするのか、こう聞いたときにはどう答えましたか。あなた方の総裁が国会で約束したことまさか知らぬわけじゃないでしょ

う。極力その方向で努力し、入居者のためになるようになります、こういうお答えがあつたと恥ずのですが、あれは総裁限りで、理事やその他職員の皆さん方がそういう方向で努力するということにはまだなっておらぬのですか。もう一度はっきり言つてください。

○星野参考人　たてまえにつきましては、ただいま申し上げたような実情でございますが、たとえ

ば五十一年度の予算に際しましても、団地高層住宅あるいは市街地住宅等につきましては金利の低減が行われているわけでございます。また、五十三年度におきましても、いろんな施策を御要望申し上げまして、勤労者の居住する住宅につきましての妥当な家賃の実現に努力しているわけでございまして、たとえば地方公共団体に対する負担金の負担の軽減とか、あるいはまた住環境整備のための交付金のお願いとか、そういうものを総合いたしましてできるだけ適正な家賃の実現に努力する、こういうふうな考え方でいるわけでございます。

○荒木委員 金利負担の軽減は、大体年度間どのくらいになると見通しておられますか。

○星野参考人 これは一応の仮定の計算でございますが、五十一年度末で借り入れております長期借入金総額を五十一年度の実勢金利と現在の新しい金利体系で計算した場合の五十二年度の負担額を計算してみますと、約三百八十億円になります。

○荒木委員 いわゆるブール制家賃ということが昨今言われておるようではありますから、呼び方はいろいろいろいろかと思うのですけれども、これのつまり古くから公団に入つておる人たちに平均五千円値上げをして増収予定額が二百億というふうに伺つておるのでですが、これは間違いないですか。

○星野参考人 御指摘のとおりでございます。

○荒木委員 そうしますと、先のことは情勢もいろいろこれありますから何でされども、大体何十万世帯ですか、五千円ずつ値上げして二百億いただこう、こういう心つもりだというのでしょうか。一方、金利負担の軽減で三百何億かが助かるというのでしょうか。だとしたら、大きく総合的に居住者貨の値上げを回避するための努力、これは一層やるべきだと思いますが、どうですか。

○星野参考人 金利負担の軽減はもちろんでございますが、先生も御承知のように、住宅公団の負

貸住宅につきまして、中堅労働階層の平均所得額に対しまして妥当な負担率になるように、そのような観点で家賃を決定する、こういふことをなつていただけでございまして、それの実現のためには、先生が言われましたような利子補給の制度、あるいはまた各種の関連公共事業に対する負担金の問題その他もろもろの問題を総合いたしまして、そのような政策の実現に努力してまいりました。い、このように考へているわけでございまして、金利問題もその総合政策の一環であろうかと考えております。

○山口(光)政府委員 住宅公団の家賃の積算の際の資金コストは、先ほど公団からもお話をありましたように、五%が原則で、例外として四・五%がありますが、そういうことをしております。金利が高いときでもあるのは下がったときでも、その借り入れ金利との差額というのは一般会計から利子補給しているわけでございますので、金利が下がりましたら直ちにその面が家賃の軽減にストレートに響くという問題ではなくて、ほかの住宅施策とのバランスと申しますか、そういうものとの関連でどう考えていくかという総合的な判断の問題ではなかろうかと思います。

○荒木委員 大臣ひとつ、事務的な答弁を求めるのではない、仕組みはわかつておるのですから、政治的な答弁を求めておるのであります。

○坊国務大臣 一般的に金利が下がったということとは関係がないし、住宅公団の家賃が下がることすれば、これはやはり一般会計からその分についての利子補給をする、こうしたことでございまするから、そこでいまの財政事情から考えてみると、相当前額なお金がかかるだろうと思います。それができるかどうかといふこと、これはよく考えていかなければならぬといふような関係にあるということを申し上げておきます。

○荒木委員 終わります。

○小淵委員長 永原稔君。

○永原委員 今度の補正予算はすでに委員会においても可決され、それとうらはらをなしていいるこの法律には反対するものではございませんけれども、補正予算全体について、可決されているとはいえ、臨んだ大蔵大臣のお考へを二、三点伺つてみたいと思うのです。

今度のこの補正予算、やはり当初予算の執行状況から見て、経済の動向が思わしくない。六・七の経済成長率が維持できる見込みが非常に薄くなつた。また、いろいろな物価対策の面から見て、消費者物価指数を何とか七%台にとどめたいというための施策としていろいろ当初予算において

ても論議はされましたけれども、八月いっぱいの動向を見ながらというような総理のお答えもあり、ところが八月いっぱいの動向を見て、どうにもかかわらず、九月三日にはもうすでに総合的な経済対策が立案され、閣議で了解された、こういうような状況で、その時間的なずれが余りにもなさ過ぎるなどというように印象を受けたのですけれども、そういう中で二兆円程度の公共投資の事業規模を追加しなければ六・七%の維持ができるないだろう、こういうようなことが論議され、決まつたようございます。それを受けた補正予算ですけれども、一体これでもって維持できるかどうか。たとえば計量モデル方式でもって計算してこの程度の予算で六・七%の規模が維持できるのかどうか、そういう御検討もなさったのかどうか伺いたいのです。

特に、財政運営に当たっては出するをはかつて入るを定めるとか、私経済的には入るを図って出するを制するとか言いますけれども、補正予算ですから、そういうようなものを念頭に置かないで、とにかく政策的な目標を実現するために懸命に努力された、洗いざらい財源を求めたという事が今度のこの法律案に出てきておるような気がいたします。そうしまして、そういう中でいろいろ先ほどの御質問に対するお答えを伺っておりますと、補正の問題についてもお触れになり、円高と、いうような総合経済対策の中に入っていない新しさに情勢に対応しても、これで能事終われりとはしないけれども補正ということはいまの段階若えていない、こういうようなお話をございました。そういう中でずっと結論を求めていきますと、補正予算の根底にある総合経済対策、これ自身を見直すべき時点にあるのではないか、こういう気がいたしますが、そういう点はいかがでしょうか。

つておったことでござりますが、そのころには、総合経済対策を考えたときにはまだはつきりとした結論が出でていなかつたということでござりますけれども、大体におきまして、これはやはり六・七%というものを実現するためには何らかの措置に出なければならぬから考えてましてとつた政策が今度の政策でござりますから、後からだんだん追つかけて考えてみますと、当初以来の前倒し計画といふものは、これは契約としては順調に進んでおるということは御案内のとおりでございますが、それに加えまして今度の二兆円の総合対策というものを追加いたしまして、そういうようなことから考えてまいりますと、私は、最初考えておりました六・七%という実質成長率というものは、これは可能性があるというふうに考えておりますが、その後しかし円高が生じてきましたやないか、こういうことでござりますが、この円高につきましても、これはこれから非常に長期にわたってどういうことになつていくかといったようなことと、それからいろいろな情勢をながめてみまして、それは未来、永遠に補正予算も何も要らぬのだというようなこと、そんなことを言うわけではございませんが、今日ただいまの事態におきましては、私は、第二次、第三次といったような補正をする必要がこれは必ずしもない。だから、このとりました政策をぜひとも速やかに実行に移していくことによって目的を達成したい、かように考えております。

いうものに対する政策の補完が必要ではないか。こういうようなことがありますし、経済閣僚の主要メンバーとして大蔵大臣が、やはり経済政策そのものにもう少し積極的な取り組みをいただく必要があるのではないか。事態を見るというだけではなくて、もっと前向きの姿勢が必要ではないかと思うのです。

いろいろ今までの経緯をたどってみますと、行政が後手になつているというような指摘をよく受けております。また、公定歩合の引き下げなどにつきましても、何回も何回も少しずつやるのがかえって効果を上げない原因になつてゐるというような指摘もされております。そういうようなものから見ますと、きのう参議院で新自由クラブの代表質問にありましたけれども、もう少し果斷な姿勢というのが必要ではないか、こういう気がするのです。やはり経済政策そのものについてもう少し見直すべきときが来ている、こういうよううございますけれども、もう一度そういう点についてお考えを伺いたいと思います。

○坊田國務大臣 経済政策は、ことに今日のとおりだと思ひます。私も御意見そのとおりだと思います。私どもいたしましては、そういうふた手おくれになつちゃいけない、最もタイミングを選んで適時適切にやっていかねばならないということにつきましては、私も御意見そのとおりだと思います。私どもいたしましては、そういうふたやないかという御批判、そういったような御批判に対してしましては、これはどうもこちらといたしましては一生懸命にやっておりますけれども、おくれただけたじやないかと言われますと、それにつきましては十分よく耳に入れましてやっていきたいと、かように考えます。今日までのことにつきましては、私どもいたしましては、おくれるとかタイミングを外すとかいったようなことはなかつたと思いますけれども、御批判を受ければ、私はそれも十分耳に入れていかなければならぬと、かように考えます。

○永原委員 実はこの総合経済対策についていろいろ伺いたかったのですが、時間もありませんので、最後に一つの点で、どうしたことなんだからお教いいただきたい、こういう意味の質問をいたします。

「対外経済対策」の中で、特に「経済協力の推進、円建外債の発行促進等を通じて对外均衡に資するよう努める。」とありますから、具体的には何をお考えになつていらっしゃるのでしようか。

○大竹説明員 円建外債につきましては、東京市場におきます外国政府あるいは政府機関の起債が円滑に行われますように、できる限り市場の情勢に合わせて起債金額が拡大するという方策をとつておるわけでございまして、その結果起債額は最近かなり増加を示しているという状況になっております。

○永原委員 話題を変えまして、今度の補正予算について。

確かに財政運営が大変だということはわかっているんです。公債が三〇%で一つの規律を維持しようというお考えもわかります。しかし、余りにも何かこういう異常な事態の中で三〇%にこだわり過ぎていらっしゃるんじゃないかなという気が前提にあるわけです。この産投会計からの繰り入れ、これは貸倒準備金が大分、二百十何億かに減るようですねけれども、開銀は外債を発行しておりますけれども、こういう貸倒準備金の減少というのは、金融市場における外債の信用度に影響がないかどうか、そういうようなことについてはどうぞ

でしようか。

○徳田政府委員 先生御指摘のとおり、開銀は外債を発行しておりますので、経理内容につきましてはアメリカのSECに一々報告を出しているわけでございます。ただ、その場合の基準になりますけれども、こういう貸倒準備金の減少というのは、狭義の自己資本と申しますか、資本金と法定準備金が主体でございます。したがいまして、貸倒準備金については余り大きな問題にはならぬのではないかというふうに考えております。

○永原委員 この貸倒準備金の率の引き下げとい

うのは、当初予算においては予測できなかつた」と  
上で「ようか。

○赤原委員 話題がちょっと変わりますけれども、当初予算において貴金属特別会計の金処分というようなことが行われましたけれども、これはその後どういうように進展しているのでしょうか。

だわり過ぎるような感じがするものですから、一つの意見を申し上げてみたいのです。

の間で用地の交渉は大変むずかしい話し合いをす

苦労して出してもらおうとする。その勢はわかるのですけれども、いま減債基金が当初予算ベースでいきまして九千六百十六億、これはどのくらいの額になりますか、年度末にはもう少しふえるので

れぬたとえに特例借与すと十年目に全額償還しそうなことが出てきますけれども、ここを本当に異常事態を乗り切るために、この積み立てをひづらやからでも八百円の差引と方々、どうぞよろしくご

もう少しあとで、何時位の手筋を區くべきで、ほんたうのうか、あるいはこういふようなものを時限的に積み立てをやめるというようなことが可能ではないかと思ひますけれども、そういう点はどうでしょうか。

〔報告書は附録に掲載〕

○小渕委員長 次回は、明二十六日水曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十八分散会

一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案  
1 政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和五十二年度において、産業投資特別会計から、千五十八億三千六百四十六万六千円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金に相当する額は、産業投資特別会計法（昭和二十八年法律第二百二十二号）第八条の積立金の額から減額して整理するものとし、当該繰入金は、産業投資特別会計の歳出とする。

附 則

理由

一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和五十二年度において、産業投資特別会計から千五十八億三千六百四十六万六千円を限り、一般会計に繰り入れができるとし、これに伴う特別会計における整理について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、公布の日から施行する。